

第四篇 自明治維新至廢藩置縣

上田藩
明治維新當時の

第一章 明治維新當時の上田藩

第一節 藩主の動行

藩主の動行

在府の諸侯及旗本慶喜の大政奉還の報に驚く

慶應三年十月十四日徳川慶喜大政奉還を奏請し、翌日御聽許と成った。此事は其翌日在京閣老板倉伊賀守よりの急使が齎した書面に由て、在府の閣老及び諸侯に報ぜられた。此時江戸在府の諸侯及旗下等の、驚愕と憤怒とは非常なもので、徳川三家の中では、佐幕に傾いて居た紀州藩の江戸詰役人の如きは、檄を一門譖代の諸侯に飛ばし、徳川氏數百年の厚恩に酬ゆる爲め、徳川氏と存亡を共にせんことを勧説し、水戸藩の如きも、幕府の御爲大義を唱えられ候御先鞭感佩に堪えず、とて之を激賞したのであつた。そして多くの諸大名は異口同音に、我等は徳川氏の家臣にして朝廷の臣では無い。故に徳川氏を差し措いて、直に朝廷の召に應ずる事は出來ぬと唱へ、飽まで徳川氏に忠勤を勵み存亡を共にすべし、との決意を示すに至つた。

諸侯上京の命

此所に朝廷の召と云ふは、慶喜大政奉還の後、朝廷は直ちに同月二十日に諸侯に上京を命じた。十月廿一日上田藩京都詰役人赤座壽兵衛は傳奏飛鳥井大納言より呼び出され、御沙汰書を渡された。

上田藩主御召の御沙汰書を書く

別紙之通被仰出候に付ては御用被レ爲レ在候間草々上京可レ有レ之旨御沙汰候事

別紙

祖宗以來御委任厚御依頼被レ爲「在候得共、方今宇内の形勢を考察し建白之旨趣尤に思召候間被ニ聞食ニ候尙天下と共に同心盡力を致し
皇國を維持可レ奉レ安ニ

震襟一

御沙汰候事

別紙

大事件外異一條者盡ニ衆議ニ其外諸大名同被ニ仰出ニ等は朝廷於ニ兩役ニ取扱自余之儀ハ召之諸候上京之上御決定有レ之夫迄之處徳川之支配地市中取締等は、先是迄之通にて追て可レ及

ニ御沙汰候事

十月二十三日飛鳥井大納言より

帝鑑之間一同に

小人數にて上京すべきを諸候に注意す
旗本有志の廻狀

十月

諸藩上京之儀被ニ仰出ニ付ては、京師も狹少之儀旅宿等も不都合に候間、成丈少人數にて上京有レ之候様可レ致候事

十月廿八日傳奏飛鳥井大納言より左の書付を渡された。

御用之儀有レ之被レ

召候期限來月中必可レ有ニ上着ニ候事

但用意出來有レ之候向者不レ拘ニ期限ニ早々可レ有ニ上着ニ候事

此御沙汰書及び注意書は、十一月四日に赤座より江戸藩邸に在る藩主忠禮迄送り届けられた。

十月二十二日の夜、上田藩深川扇橋の下屋敷門前に、表紙に急廻状と記し下に永代より赤羽根と書いた袋の中に

以ニ廻狀一申通候當將軍事奸謀を以て前將軍を暗殺し、御當家を掠奪し、噫々夷人と和睦を結び兵庫等開港致し、専ら一己之利を貪り萬民の困窮を顧みず、諸大名の苦疾を恐れず、殊に我輩の軍功を以て賜る恩祿を、私に削候杯は實に以て殘忍無道の所業に候。右様不徳之將軍より、是迄永く御相續被レ爲在候將軍之職を朝廷に歸し奉り候は、是御當家を亡ぼすの悪人なれば、苟も三百年の御恩徳を思ふ者は速に此僞將軍を誅戮し、前將軍之御血筋より明主を選び御再興を斗候はゞ、一は御當家の御爲、二に前將軍の御驛を報じ奉る之兩義と可ニ相成候、是臣子たる者の本意に候間銘々早々思慮を決し大奮發し前文之兩義全くする事を御取斗有レ之度候、赤誠血泣之情實より此廻狀差出候間、早々順達可レ有レ之候。若し留置遲滯致候者は、即座に首を討取可レ申候以上

十月廿二日

御旗本有志之者

御譜代之面々

御家人に至る迄

追啓

來月朔日夜より向島弘福寺牛ノ門前長命寺秋葉社此四ヶ所へ集會可レ被致候事

と認めた一書が有つた。此廻狀は五日の後廿八日、上田藩來岩間半彌より「右は不ニ取留」儀には御座候得共御含迄」にして幕府に差出された。此は當時江戸表に流言蜚語盛に行はれ、人心動搖し様々の事が起つた其狀況を想像する一資料であるので、此所に記したのである。

十一月十一日には帝鑑間席の在府諸大名は、申合はせて、次の如き上書
此度從

公儀を被ニ差置ニ御直に御用可レ有レ之筋は有レ之間敷候處、此度之御改革に付定て意外之御用向も可レ有レ之哉、萬一御沙汰之品に寄り、御當家へ奉レ對臣節を失ひ候場合に立至り候ては、上は 神君以來御歴代様御神靈に對し奉り、下は私共祖宗先靈に對し申譯無レ之、且被ニ召寄ニ候上は

朝廷より御政務向御下問被レ爲レ在候様承知仕候間、右一々御答申上候様成行候ては、陪臣の身分相立不レ申、何分にも御請之儀當惑仕候。右次第柄に付應レ召上京仕候も其詮無レ之、依て家老一人を以て此段哀訴仕候。幾重にも傳奏衆迄被ニ仰達ニ可レ被レ下候伏て奉ニ懇願ニ候 以上

十一月十一日

諏訪因幡守。酒井若狭守。松平中務大輔。有馬遠江守

戸澤中務大輔。大久保加賀守。松平和泉守。堀田相模守

眞田信濃守。相馬因幡守。石川宗十郎。松平伊賀守

内藤豊前守。水野出羽守。西尾隱岐守。土岐隼人正

鳥居丹波守。松平伊豆守。稻垣平右衛門。松平佐渡守

酒井紀伊守。植村駿河守。内藤金一郎。本多豊後守

松平攝津守。本多能登守。水野日向守。三宅備後守

堀田攝津守。保科彈正忠

を作製し、各藩家老一人づゝを遣はして、上京せしむる事とし、若し板倉閣老にして此上書を取次がぬ時には、直接傳奏迄差出すべき書面も、右の連名で準備されたのである。

朝廷辭官納地を
慶喜に命ず
譲代諸侯旗本の

維新の大號令發せられた十二月九日の翌日、朝廷徳川慶喜に向ひ、内大臣を辭し其封土を納るべきを達した。此時慶喜は二條城に居りしが、此事を傳聞せる徳川麾下の諸士、及會津、桑名等譲代の諸侯は、皆齊しく二條城に雲集し、之れ皆薩州藩が、二、三の公卿と謀り幼主を擁して、此大變革を行ひたるものとして大に憤激し、城の内外殺氣横溢、將軍の一麾次第二百餘年の洪恩を報するために、直に討て出

板倉閣老軍隊兵
在府閣老に求む
^{軍艦}の急送を

板倉閣老京都の
状況を報ず

づべき形勢であつた。慶喜は此形勢を憂へ、嚴に妄動を戒しめ、旗下の士及會、桑兩藩兵の城外に出づるを禁するに至つた。けれども都下の形勢は、益不穏險悪、何時衝突爆發せんも圖り難い有様であつた。在京閣老板倉伊賀守勝靜は、形勢の容易ならざるを察して、十二月十一日急使を立て、密書を在府老中稻葉美濃守正邦に送り、何時兵端の開かるゝやも計り難き情勢なるを以て、歩兵四大隊程、騎兵二小隊程、大砲二座、軍鑑は出來得る限り一隻でも多く、大至急差廻はされたしと申送つた。

徳川慶喜も二條城に在て、朝廷の爲す所に不満の念を懷いて居たやうである、其は十二月十四日板倉閣老より、稻葉小笠原の兩閣老等に宛て送つた、慶喜二條城退去の狀報中に「會桑二藩は不^レ及^シ申陸軍役々遊撃隊新選其外何れも奸藩を皆殺しに可^レ致心得にて御命令次第速に打出覺悟いたし、其他議論沸騰中々押へきれ兼候勢ひ、上にも一時は御憤怒にて既に御出兵可^ミ相成一段の處云々」とあるに因て察する事が出来る。稻葉家文書然し事を起して朝敵の汚名を蒙るは、大義名分を辨へたる慶喜の爲すに忍ない所であり、さればとて非常に激昂し殺氣立つて居る軍隊を、彼等の敵視する藩兵と共に、京地に駐むるは極めて危險なので、慶喜は十二日會桑兩藩の兵をも引き連れて二條城を去つて大坂城に入つた。けれども佐幕の諸藩及麾下の士等は辭官納地を強ふるは、之れ徳川氏を亡ぼすものとなし、怨嗟憤激甚しかつた。慶喜も亦奏聞狀を呈し、政治の公明正大ならんことを望み、十八日大目付をして、之を京都に奉呈せしめた。此狀勢は十七日附を以て、板倉閣老より江戸の同列に報ぜられ、同時に此奏聞狀の謄本を送り、此を在府各席々の諸大名及旗本に示し、徳川氏の安危、此秋に在るを以て、一騎一兵たりとも嗜次第引率して、至急上坂すべきを促した稻葉家文書。此時上田藩主松平忠禮は、兵を率んで上坂し、將軍の膝下に在て忠勤を勵みたき旨を、同席取締まで申出たのである。此事は明治元年正月三日の伏見鳥羽の

慶喜二條城を去
り大阪城に入る

上田藩主兵を以
て上阪せんと詔

戰報が、同八日江戸に到達した時、其翌日

私儀當今之御時節、兼々御膝元に於て忠勤相勵度、既に舊臘同席取締に斷置候品も御座候處、昨日伏

上田藩主再び事
兵西上を出願す

見表之儀承知、片時も座過仕兼候間、人數召連、早々上坂仕度奉_レ存候。此段被_レ成ニ下御許容_ニ候様千
萬奉_ニ懇願_ニ候以上

正月九日

松平伊賀守

出題の趣を在所
上田に通告す所

慶喜江戸に歸り
東歸の理由を告り

と云ふ書面を閲老迄差出したので證する事が出来る。正月九日此願書提出の事は、直ちに在所上田にも通告され、右願の趣が聽許あり次第急速出發に及ぶべきに付、一藩の者、此旨を承知し置くべきを申渡した。

然るに徳川慶喜は伏見鳥羽の戰敗れ、七日開陽丸に乘じて大阪灣を發し、十一日品川沖に入り、翌十二日江戸城に歸還した。故に上田藩主上阪の事は、其必要なきに至つたのである。慶喜は江戸に歸るや否や、直ちに

先般尾張大納言松平大蔵大輔を以、可_レ致ニ上洛_ニ旨御内諭を蒙り奉り候に付、去ル三日先供の者四隊、關門迄相越候處、松平修理太夫家來共、無_レ謂通行差拒、兼て伏兵等之手配致し置、突然彼より發砲、兵端を開粗暴之舉動に及候は、全く修理太夫家來共一已の所業に有_レ之、剩矯ニ敍慮_ニ朝敵之名を負せ、他藩の者を煽動し、人心疑忌を抱き戰利あらず、此分にては、夥多の人命を損候而已ならず、可_レ奉寧ニ宸襟_ニ誠意も不_ニ相貫_ニ、紛紜之際曲直判然不_ニ相立_ニ候ては、不本意之至深心痛致し候。就ては深き見込も有_レ之、兵隊引き揚げ、軍艦にて一ト先東歸致候。追々可_ニ申聞_ニ候儀可_レ有_レ之候間、銘々同心戮力爲_ニ國家_ニ可_レ抽_ニ忠節_ニ事

と發表して、大阪入城より東歸までの事情を陳べ、且時宜に依り再び上洛もあるべきを仄かした。

上田藩主は、正月十六日此慶喜の書付を一藩に示し、同時に銘々非常の覺悟を以て、徳川氏と存亡を共にすべき旨を申聞けた。

今般上様被_レ遊_ニ御還府_ニ候御儀は、只今拜見申付候御書付之通にて、實以て不_ニ容易_ニ御危急に有_レ之、

此上京攝に不拘當地之變動旦夕之勢と存候。就ては上下必死粉骨碎身、奸賊を殲し候外他事無^レ之と覺悟相定候。依^レ之今日より當屋敷を陣營と致し、万端非常之變革に及候間、我等心中相察し其旨厚相心得不^ニ容易^ニ上意之趣、上、下一致徳川氏と存亡を與に致し、忠孝之大節相立候様助貰度候。猶心付之儀は直々可^レ承候間無^ニ覆讐^ニ爲^ニ國家ニ可^ニ申聞^ニ事

此ことは徳川の支流、藤井松平家の上田藩としては、當に然るべき筈であると思はれる。

第二節 在所上田の状況

上田藩主が大阪表に上り、將軍に忠勤を勵みたき旨を出願した時。在所上田表へは何時上坂に至るやも測り難き故、急速に組の者を召連れて出府すべしと命ぜられた者、急速上坂の事も之れあるべきに付、豫め心得居るべしと申渡された者もあつた、芦田柔太郎等は其一人である。新に軍事掛と云ふ役が設けられ、從來の器械掛及御人數出取調掛の職を掌らせた。此役に命ぜられたのは中根治郎右衛門で、正月十六日の事である。又此十六日には、繫ぎの物見即ち連絡斥候が任命され、木曾路より美濃路方面の情勢探索報告の事に當ることとなり。又普請奉行へは「去ル十三日江戸に於て、上様御東歸被^レ遊御危難の御時勢に相成候に付、との理由で定府の人々は、其家内上田勝手に引移るべしと、申渡されしに付、其準備を成すべし」と申付けた。又此日には、明十七日は例年鍾美館が開かるゝのであるが、當年はかかる時節柄故、當^ニ延期する旨を申渡した。同時に家中一統に、何時異變の生ずるやも測り難い故、當分の間平常は勿論、御用呼び出しの時と雖も、軍服着用苦しからざるを達し、且國家の大事切迫せるに付各其心力を盡し今日より戦場同様と心得て、晝夜油斷なく専念武備の充實を圖るべき旨を諭告した。

戦場同様の心得
定府の家内上田
に引移るべし
鍾美館開館延期

御用留
日記

文武學校當分閉鎖

正月十八日には形勢容易ならざるに付、當分の間文武學校を閉ざし、兩學校に勤務する者は、二三人

宛申合はせ、城の内外を巡視して、急變ある時は、警鐘を打ち鳴らすべきを命じた。御用留

日記

家中に戒告す

此物々しい警戒振は、上田藩家中に不_ミ容易_一時節柄と云ふ緊張氣分を漲らせた。故に中には今にも大事變來らんかと憂惧して、苟に家財道具を片付けて、最寄の者に預託して立退の準備を爲る早手廻しの者もあつた。隨て町分在方まで種々様々の風説が傳つて、動搖するに至つた。依て

今般不_ミ容易切迫之御時勢に付御家中一統非常の覺悟は勿論之儀に有_レ之候得共、猥に動搖致間敷旨此頃相觸置候處今以て上より何の御沙汰も無_レ之に荷物等取片付最寄之方に相預け立退候用意致候族も有_レ之哉に相聞不_ミ相濟_一事に候。右に付在町之者迄動搖に及び御他家へも差響不_ミ容易外聞に相成以之外の事に候。向後差圖無_レ之内銘々一已之了簡を以て前文之所業等於_レ有_レ之ハ嚴重之御沙汰可_レ有_レ之候間、急度心得違無_レ之様可_レ致候

正月廿一日

と申渡し、其不心得を厳しく戒むる所があつた。翌廿二日には

町分の者_ニ動搖
風説を戒む

當今之形勢柄に相成候ては、銘々覺悟有_レ之儀は勿論に候得共、不_ミ取留_一御家并に諸家の動靜相唱如何敷動搖に及候者有_レ之趣相聞、自然御外聞にも相拘り、不取締之廉と相成以之外の事に候。以後萬一右様不_ミ之者於_レ有_レ之ハ紀の上嚴重可_ミ申付_一候間、其旨相心得可_レ申事

正月廿二日

と上田町分一統に申渡し、謹情を揣摩憶測して様々の説をなし、又は他藩の行動を推測して彼是と批評するが如きこと無きやう戒しめた。

第三節 上田藩の動向一變

上田藩の動向一變

正月九日徳川慶喜討伐の爲め有栖川宮熾仁親王征東大總督に任せられ、同十五日東江戸を指して進發

慶喜謹慎恭順の
意を表す

することと成り、一方江戸に於ては慶喜は深思熟慮の末、陸軍總裁勝麟太郎の意見に聽從し、一意恭順謹慎罪を天裁に仰ぐに決し、自ら謝罪待命の書を裁し、越前侯を介して京都に奉呈し、激昂せる臣下を慰諭して暴舉を戒め、二月十三日には江戸城を出で上野寛永寺に屏居し、以て一意恭順の實を表した。

國のため民のためにと今しばし

忍ぶが岡にすみぞめの袖

とは此時慶喜の述懐である。此の如く自ら罪を一身に負ひ東叡山に屏居謹慎し、臣下に向ては官軍に對し不敬の事なきやう篤と申諭したが、江戸の地は四方の士民輻輳の地なれば、多數者中には心得違の者無きを保し難く、萬一事端を生じ、無辜の民を塗炭の苦に陥らしむる如き事あらば遺憾至極があるので、

上田藩主慶喜
を寛典に處せん
を願ふ

此際官軍の江戸進軍を暫時猶豫せられたき旨の書を裁し、前橋侯松平直克をして携へて上京せしめた。

此時徳川麾下の士は慶喜の處分の寛大ならんことを哀願せしが、譜代の諸侯四十一藩も、亦連署して寛典を以て處せられんことを哀願した。此時の署名者中には、無論上田藩主も加はつて居たのである。

謹而奉ニ言上ニ候私共祖先以來徳川家臣屬には有レ之候得共普天率土王臣に有レ之、況や累代過分の官位爵秩頂戴罷在奉レ蒙ニ莫大之天恩ニ候得共今般御一新之折柄萬分之裨補も無レ之恐惶戰慄罷在候。然る處去る正月三日徳川氏當主入朝の折柄先驅之者共行達より意外の及ニ戰爭ニ、終に此度奉レ蒙ニ御震怒ニ御追討被ニ仰出ニ候段實に當主不束より生候事今度辨疏可レ仕様無レ之候得共、元來當主儀は先年來先朝非常之寵恩をも奉レ蒙決而二心無レ之段は天地神明も照覽被レ爲在億兆の人庶も承知仕候儀に御座候。乍レ去一時號令不レ嚴所より右等の不始末に及候段は、重々奉ニ恐入ニ坂城も急速退去、江戸歸城後も恐懼謹慎罷在、先祖墳墓の佛寺に閉居仕候次第、私共徳川氏恩顧を請罷在候身に取候ては、實に片時も座視傍観罷在候に不レ忍、且は徳川氏祖先奉レ對ニ朝廷ニ恭順之道を盡し、亂に戡ち治を致し奉レ安ニ宸襟ニ候微勳を思召不レ被レ爲在捨何卒格外之恩典を以て寛恕之御沙汰被ニ成下ニ候はば、獨り徳川氏再生の御恩澤而

上田藩家臣に形勢一變を告ぐ

已ならず、關東諸州百萬之生靈鋒鏑之難をも相免れ、盛代御復古の御聖意にも可レ被レ爲叶哉、乍レ恐
蟻蟻之微衷御酌取被三下置、幾重にも御執奏之儀泣血流涕奉ニ哀訴懇願一候。恐惶敬白

上田藩の非常時氣分状態解消

德川慶喜恭順謹慎の舉に出でしかば、形勢は全く一變し上田藩は二月十六日家中一統を召集し、慶喜の謹慎待罪の奏聞狀と、此を奉呈するに至りし事情を陳べ、且諸侯に我意を體し輕舉妄動恭順の道に背くが如き事なきを諭した書付をも読み聞かせた。此は徳川譜代、然も其支族の一たる上田藩松平氏として、萬一の場合には、一藩を擧げて、徳川家の爲めに粉骨碎身忠節を勵み、存亡休戚を與にせんとの覺悟を以て、事を處して來たのであるが、慶喜既に恭順の意を表し退隱謹慎するに至り、今又此諭告に接した。事此に至ては慶喜恭順の意を體し、其諭告に遵て輕舉を慎み、一意天朝に對して恭順の道を盡すべき秋と成つたのを、一藩に知悉せしむる爲であつた。於是の一時緊張した非常時氣分状態共に解消するに至つた。

上田藩主の歸藩

上京 藩主忠禮の上京參内 上田藩主は昨冬以來多事なりし際江戸に在りしが、一度在所上田に立ち歸り藩状を視且準備をも整へて上京せんと欲し、此旨を京都に出願したが、京都よりは差支なき旨を達せられたが、同時に上田藩主は既に上京遲延の上、今又在所に立歸つた後上京すると云ふは、勤王の誠意疑なき能はずと申添へられた。藩主忠禮は二十日歸藩上京差支無き旨達せらるるや、翌二十一日江戸を發し二十七日上田表に着し、三月二日次の如き上書を京都に奉呈した

徳川慶喜

朝敵無レ紛之段者顯然に有レ之候得者、早々江戸地引拂勤王盡力可レ仕之處、此節に至り歸邑仕上京等之儀申出候儀、勤王之志不誠意之姿蒙ニ御疑問ニ御尤至極奉ニ恐入一候。然る處最初上方表之儀及ニ承候砌、區々之說にて始末柄更に不ニ相分ニ品々心配遲々仕候儀に有レ之、其後御布告之趣追々拜承、御親征被ニ仰出ニ候儀にて、反狀之次第明白承知仕不レ堪ニ驚愕之至、依レ之急速引拂不ニ取敢

松平家は徳川家
の枝葉

上京可レ仕決心仕候儀に御座候。然る處差掛難澁仕候儀者、私家筋之儀者、徳川家枝葉之儀にも有レ之、并近來之所江戸城番所を初、其外非常固市中廻り等相勤罷在候儀にて、今更申譯之形に相當奉ニ恐入候得共、邸内引拂之儀等俄に取計兼候味品々有レ之、加レ之元來病身にて早春以來別て不ニ相勝ニ難儀仕右等之次第を以不レ心追々遲緩に及候儀にて、勤王之儀に於て怠慢仕等之儀毛頭無ニ御座候。何卒前文之味柄乍レ憚御憐察被ニ成下、江戸邸引拂不得レ止追々遲延仕候儀他念無ニ御座之段御承解被ニ成下ニ置候様仕度、只管奉ニ懇願ニ候 誠惶謹言

三月二日

松平伊賀守

(師岡史料)

此上書はいかにも偽り飾る所なく、率直に松平支流たる上田藩主としての立場、及江戸引拂遲延の理由を陳べ、決して朝廷に對して他意ありしに非ざるを、明にした立派な態度で快く感する所である。

諸藩主上京に就ては、昨年朝廷より成丈少人數にて上京すべしとの注意も有つたので、藩主忠禮は其意を體し家老師岡主鈴以下僅々四十人程の人數を召連れ平駕籠で極めて質素手輕の行列で、三月十九日上田を發足し、松本を経て上京の途に就いた。朝廷より上京注意の事など承知しない領民等が、此時の藩主一行の輕簡なりしに驚いたのは、無理からぬ事であつた。

忠禮は四月二日京都に着し同月五日參内した。此上京の際に川中島鹽崎分知の松平欽二郎を帶同した。欽二郎は四月十七日辨事役所に書を呈し微力ながら相應の御奉公申上げたいと願出た。其上書は

私先祖民部少輔忠容儀本家三代目伊賀守忠周持高之内五千石分知被ニ仰付ニ候以來、私迄七代徳川家隨從罷在候處、先般御大政御一新御布告之儀謹承仕、本家共々勤王勉勵仕度志願にて、今般伊賀守に附屬上京仕、兼て同人より奉ニ願置候通、御用之節は乍ニ微力ニ身分相應之御奉公被ニ仰付ニ被ニ下置ニ候様奉ニ懇願ニ候、此段宜御執成被ニ成下ニ度奉ニ願候以上

分知松平欽二郎
を帶同して上京す

藩主少數の伴連

四月十七日

松平伊賀守

分知 松平欽二郎

辨事御役所

在所上田表に歸る

京都滯在中在所上田表には、軍隊出動の事ありしかば、忠禮は歸邑の上萬事の指揮に當らん事を奏請して聽許せられ、閏四月二日京都を發足し、同月十四日上田表に歸着した。松平家日乘。間屋日記。

此月太政官より「王政御一新に付ては、宮、公卿、諸侯并神社寺院等領知高之儀、御改革可レ被ニ仰付」候間、是迄舊幕府より受封之判物急々御用有レ之候間、内國事務局に差出候様被ニ仰付「候事」と布達がつたので、九月廿七日上田より差し立て、十月廿九日京都詰公用人赤座壽兵衛より辨事務所に提出した。

御朱印并領知目錄

一台德院様 御朱印御本書一通

寛永二年九月二日忠晴公新知御拜領之節御頂戴

一台徳院様御官位被爲蒙仰候節御書付御本書一通

慶長十四年十二月二十二日忠晴公御頂戴

一嚴有院様 御朱印御寫一通

御代替に付御領知目錄御本書一通

寛文四年五月廿五日忠晴公御頂戴

一常憲院様 御朱印御寫一通

御代替に付御領知目錄御本書一通

貞享元年九月廿一日忠周公御頂戴

一常憲院様 御知行割御本書一通

貞享三年忠周様武州岩槻に得替被爲蒙仰候節御頂戴

一常憲院様 御朱印御寫一通

元祿十年四月朔日御領知目錄御本書一通

忠周公但州出石に得替被爲蒙仰候節御頂戴

一常憲院様 御朱印御寫一通

寶永三年二月五日御領知目錄御本書一通

忠周公信州上田に得替被爲蒙仰候節御頂戴

一文昭院様 御判物御寫一通

御代替に付御領知目錄御本書一通

正徳二年四月十一日忠周公御頂戴

一有徳院様 御判物御寫一通

御代替に付御領知目錄御本書一通

享保二年八月十一日忠周公御頂戴

一有徳院様 御朱印御寫一通

享保九年正月十五日御領知目錄御本書一通

忠周公信州より江州に得替被爲蒙仰候節御頂戴

一有徳院様 御朱印御寫一通

享保十六年二月廿五日御領知目錄御本書一通

忠愛公江州より信州に得替被爲蒙仰候節御頂戴

一 懇信院様 御朱印御寫一通

御代替に付御領知目錄御本書一通

延享三年十月廿二日忠愛公御頂戴

一 俊明院様 御朱印御寫一通

御代替に付御領知目錄御本書一通

寶曆十一年十月廿一日忠順公御頂戴

一 文恭院様 御朱印御寫一通

御代替に付御領知目錄御本書一通

天明八年三月五日忠濟公御頂戴

一 懇德院様 御朱印御寫一通

御代替に付御領知目錄御本書一通

天保十年三月五日忠固公御頂戴

一 溫恭院様 御判物御寫一通

御代替に付御領知目錄御本書一通

安政二年十一月五日忠固公御頂戴

一 昭徳院様 御朱印御寫一通

御代替に付御領知目錄御寫一通

忠禮公御頂戴

(松平家日乗)

藩主上京

藩主忠禮は、藩地に在りて、北越の軍事を處理し且諸般の政務を視、十一月十一日、上田を發し東京元年七月廿七日江戸を改めて東京と稱したに赴いた。

藩主誓約

藩主誓約 十二月四日行政官辨事より

明五日

御誓約被レ爲在候に付已刻參内可レ有レ之候事

十二月

松平伊賀守殿

藩主賜暇歸邑

と達があつたので、早速御請、五日參内御誓約を取濟ませた。此趣は直ちに在所上田にも報ぜられ、領内に遍く觸れ知らした。町分への觸は

殿様御儀去る五日東京に於て御參内御誓約無ニ御滞ニ被レ爲濟候

右書面之通町中一統に可レ被ニ相觸ニ候事

御誓約済の後、藩主は賜暇歸邑の上、領分取締を爲さん事を請て許された。

松平伊賀守

其方儀今般 御誓約相濟御暇賜り候條歸邑之上は 御誓文之御趣意厚く奉ニ躬認家政向改正は勿論東北既に平定に至ると雖も、前途皇國御維持之儀深く 御苦慮被レ爲遊候に付、屹度藩屏之職を守り緩急御用相立候様

御沙汰候事

十二月

行 政 官

かく賜暇歸邑の御沙汰があつたので、同月十五日辨事宛「私儀御暇賜り候に付在所表に明十六日出立仕候此段御届申上候」と届出で、同月下旬上田表に歸着した。

此上京の折には、親戚藩羽州上ノ山の事に就て、頗る盡力斡旋する所があつた。

第四節 上田藩と上ノ山藩

上田藩と上ノ山藩

上ノ山藩主松平
伊豆守信庸謹慎

松平忠昭は弟忠周を繼嗣と定めた後に、興四郎忠隆が誕生した。忠隆の生母榮昌院は、我生子忠隆をして家督を相續せしめやうと謀つたが、成就しなかつたと傳へられる。忠隆は曾て自筆の家系譜を大星神社に納め、祈願する所があつたと云ふ、或は此事に關係あつての爲ではあるまいか。然るに其子信將は享保十八年八月、羽州上ノ山藩三萬石 松平長恒の養子と成り、其家を相續した。此の如き關係よりして上田上ノ山二藩は親類筋と成つたのである。戊辰の年上ノ山藩主松平伊豆守信庸は、奥羽諸藩の同盟連合して官軍に抗せし時、之に加つて行動を共にした。後歸順して奥羽鎮撫總督正親町中將公董に就て、寛典に處せられん事を哀願して許容となり、久我大納言の本營福島に重役の者召喚され、藩主伊豆守は、速に江戸表に出で、然るべき寺院に入り謹慎して朝命を待つべきを申渡された。依て伊豆守信庸は、十一月廿三日上ノ山を立退き、十一月五日江戸に着し芝二本榎の菩提寺松光寺に入て、謹慎した。十一月廿九日信庸は官軍に抗し不届の廉に依り、官位褫奪の上屋敷取上げと成つた。其時の御請書は

私藩儀賊徒に與黨仕恐多も對ニ官軍一抗衡仕候段不届之至依ニ之官位被ニ召上ニ屋敷御取揚之上、詰合家來の者早々歸國可レ仕旨御書付之趣重々恐入、謹で奉レ畏候。乍レ憚御請奉ニ申上ニ候誠惶誠恐頓首

十一月廿九日

十二月に入り、行政官より上田藩役人を呼出し、次の減封の書付を渡された。

松平伊豆守
花押

松平伊豆守

奥羽諸賊と同盟屢々王師に抗衡候條大義順逆を不レ辨次第其罪不レ輕屹度御咎可レ被ニ仰付ニ之處、出格之思召を以て領地之内三千石被ニ召上ニ隠居被ニ仰付ニ一家名相續之儀は血縁之者可レ被ニ仰付ニ候事
但相續之者早々可ニ願出ニ事

十二月

行政官

信庸の弟上ノ山藩主を奉呈した。其後上ノ山藩の家臣等は談合の上、信庸の弟豊熊を以て、家を相續せしむる事とし、上田藩主の名を以て其事を願出で、

信庸弟 松平 豊 熊

當辰八歲

今般松平信庸家名御取立被仰付候段難有仕合奉存候依之右豊熊に相續被仰付候様家來一同奉
懇願候に付此段從レ私奉レ願候 以上

十二月十九日

辨事御中

此願書に對し、同月二十二日、上田藩重役出頭すべきの命令が、行政官辨事より届いたので、岩間半彌が出頭した所、辨事より、左記の書付を交附され

松平伊賀守

松平伊賀守

松平豊熊に別紙之通被仰付候間、此旨可ニ相達候事

十二月

行政官 松平 豊 熊

同姓信庸儀過日御處置被仰付候に付、其方に貳萬七千石下賜家名相續被仰付候、以後藩屏之職を重じ勤王盡忠可レ有レ之之旨

御沙汰候事

十二月廿二日

行政官

之に依て上ノ山藩は、減封三千石、即ち所領の一割を沒收せられしのみにて、家名を繼續するを得た

のである。

幕末に於ける特殊動行の人々

赤松小三郎

小三郎の人と爲り

赤松小三郎

第五節 幕末に於ける特殊動行の人々

赤松小三郎の親友で、嘉永元年男子一度志を立て郷關を出で、學若し成らずんば死すとも還らずとの決心を以て、共に相携て江戸に赴いた森田斐雄の直話に據れば、小三郎は上田で散髪の嚆矢であつたのに依ても察せらるゝ如く、人の後塵を拜することは最も嫌ふ所で、何事も人に率先して之を行ふと云ふ氣象の人であつたとの事である。此人が江戸に於て又長崎に赴いて、算數測量等の諸學を修め、兼て蘭英の二語を學び、慶應元年七月には英國歩兵練法を翻譯して之を世に公にした。此の人にして、藩地に歸れば門閥格式の桎梏に縛ばられて、其才能を伸ばすを得ない境遇に在つたのは、到底堪え得なかつたらうと察せられる。慶應二年幕府に上つた意見書の中に、御人選は門地格祿等に少しも無ニ關係一破格之御法にて、輕輩陪臣にても其身一代は御老閣等重き御役に迄も御選抽相成、總て器量に應じて高位高祿に御取立相成云々と述べし一節あるは此心事を現はしたものと信ぜられる。蓋し前述の理由ばかりで無く、猶他に大きな抱負を有つて居た事は、小三郎が慶應三年三月其兄芦田柔太郎に送つた書狀の中に、「皇國の御爲少しは相成候様仕候見込に御座候、上田にて事を開き日本に弘め候事は出來不申、皇國に事を聞き候へば自然上田は開け申候」と述べて居る所より、窺知することが出来る。此の如き事情の下に小三郎は、慶應二年二月決然藩地を去て、京都に出たのである。蓋し當時上田には江戸に出て修業しやう、そして名を顯はさうなど考へた者はあつたらうが、京都に赴いて一旗擧げやうと考へた者は、小三郎以外には無かつたであらう。

小三郎決然立て
京都に赴く

京都は文久二年大原勅使の東下以來は其力は江戸幕府をも動かすに至つたので、天下に事を成さんと

小三郎京都に於て兵制の改新必
要を説き英式練法を學ぶ者多く、
兵練法を教ふ島津侯小三郎を
聘して藩士を教へしむ

志す士は、多く此地に集つた、此形勢を看取した彼は、別に有力なる後援者とて無く、然も上田藩士中輕輩の部に屬する身分で、突如京洛の地に入て、先づ方今急務は兵制の改新に在るを説き、同時に深く研究して得意なる新式英國歩兵練法を講じたのである。諸藩士中其説を傾聴し就て英式練法を學ぶ者多く、特に薩藩主島津久光は禮を厚くして藩士に教へんを乞ふた、小三郎は之を諾し薩の京邸に於て青年藩士に教授した、此時其教を受けた人々の中には篠原國幹村田新八中村半次郎野津道貫東郷平八郎上村彦之丞等有つたと云ふ。

此頃小三郎は帝國の前途を憂慮し陪臣の身を以て、書を幕府に呈し所思を開陳して改革の必要を説いた、其上書は次の如である。

方今世上形勢の儀に付乍レ恐奉ニ申上候一上書

方今内外危險之形勢心付候儀を黙止仕候も却て不本意と奉レ存卑身淺見を省みず存付候一二端を左に奉ニ
申上ニ候、即今征長御軍備之形勢を密に奉レ察候に御廟算は無レ之只義理御確守被レ

奉ニ

勅命候而已にて勝敗之儀は御無算の儀と乍レ恐奉レ存候、如何となれば蓋し君より臣之罪を糺候には慥に勝算不ニ相立、以前に戦を開き候理は決して有レ之間敷かと奉レ存候、然るに此度征長の御軍備は軍將不ニ巧ニ兵事ニ列藩不ニ服レ令兵器不ニ足兵勢乏敷兵法不ニ立諸軍不ニ一和ニ諸兵之配賦不ニ適當ニ勝算無きは以レ是瞭然たり、名は糺罪之軍にして實は糺罪之戦力無し、固より如レ斯名と實とに違ある御所置一度御施行相成候儀に候へば、順序正敷御成功相成候儀は難い成事かと奉レ存候。然ば兎角一方は順序反轉之御所置を許不申候ては眞の御糺罪に至り申間敷かと奉レ存候、固封の諸侯へ直に征長之勅命下り諸藩一致力を盡候はゞ御成功可ニ相成ニか、乍レ去異論を唱へ又は因循遲滯之諸侯直に命に應じ候事難レ斗、若し命に應じ候も往々固封獨立之意益盛に成り可レ申候又外國へ援兵を頼候はゞ數月を不ニ經して成功可ニ有レ之候へ

軍備に關する意
見を幕府に上申す

共、彼は益跋扈し且其軍費を償候はゞ國力益疲弊に至り可レ申候其外反順之御所置は何級も可レ有レ之候へ共、一方は條理を曲げ候を不レ許候ては全く御成功に至り申間敷かと乍レ恐奉レ存候、其他順正之御所置と雖も非常之時勢に候へば、非常破格の御改正レ之古例膠柱之事件は盡く御廢相成即今之急務實事活用之御政道被レ遊ニ御施行候儀緊要と奉レ存候、第一には御執政之御役人様方御一和御憤發御精勤相成御政事御變動無レ之御策專要に可レ有レ之候、譬へ何程の御仁政にても如ニ近世一度々御變化有レ之候へば、人心疑惑を生じ大諸侯は追々獨立固封の意を發し、又外國への御談判も時々の官吏の御見込にて時々變動有レ之候に因て彼も疑心を生じ候様成行、末には諸侯各々特に外人に交り諸侯を信じ大命を疑ひ候様成行、往々進退御究迫の事件も生じ可レ申かと乍レ恐奉レ存候、右御役人様御精勤御政事不動に至り候の本は、人才御選用之儀第一と奉レ存候、諸官吏方全く方今の時勢に通じ實事活用之御論而已に候へば、御異論も稀にして御憤發御勤務之功も有レ之永く御勤役にも相成可レ申候、右御人選は門地格祿等に少しも無ニ關係、破格之御法にて、輕輩陪臣にても其身一代は御老闇等重き御役に迄も御選抽相成、總て器量に應じて高位高祿に御取立相成國中智略と位階とに不同無レ之様人才御選抽御政事被レ遊ニ御確定、容易に御變動無レ之儀御國威御擴張之根元かと奉レ存候、蓋し貴き人は固有之官祿に安んじ候故學術を勉る人稀に、卑き者は青雲之志有る故學術に精神を盡す人多し、故に中等以下に人才有レ之候へば右様御人選無レ之候ては逆も御國是相立候儀は難ニ成儀と奉レ存候、亦即今長防御糺罪之儀に付ては、三百年來治平に沿し候將卒を戰爭に用る候ては失策多く、且疲勞損失等も多分可レ有レ之候へば、兎角此後海陸御兵制改革強兵の御策緊要之儀と奉レ存候、此節諸侯の兵制或は古格に泥み或は獨立之法を立候へば、皆區々にて諸國一致し盡力猛勢之軍は逆も難ニ出來事に候へば、先御旗下之兵を被レ成ニ御增加、御軍制は世界中の良法利器御選用相成就中英亞兩國之制は精密實用輕便にして、實に 皇國之地理人氣に適當仕候へば、此兩國の制に本づき精密美妙の兵法利器御全備に相成、夫々學術に應じて司令官並に御以下諸官吏御選抽に相成、左の法にて御旗下の海陸軍實に強勢に御備立こそ方今の御急務と奉レ存候。其法は諸侯

各其國力に應じ假令ば何十萬石以上は新製大或は小軍艦に新式旋條大砲小銃其外諸器械を全備し船卒何百人を屬し治亂共年中の入費は皆其諸侯より出し、亞長官以上の諸長官は旗下にて被レ命其諸官に屬する入費は上より出す、或は騎兵隊何百騎新式精製之諸器械を全備すべし、或は百何十斤より何十斤迄の旋條新式の防海砲守城砲攻城砲何門皆精製の諸器械彈藥砲兵を屬し治亂共年中入費は前同斷、尤厩は上にて御造營諸長官及其入費は上より出す、何万石は歩兵隊何百人旋條銃其外諸器械諸入費前同斷、諸長官も前同斷上より被レ命其入費は上より出す、右軍役は被レ命日より何十日以内に其兵士の六分の一を爲レ致ニ出府跡の人數器械は何百日以内に相揃ヘ歩兵騎兵野戰砲隊は定數の半分づつ爲レ致ニ交代ニ出府りは御入用次第御呼出し御手勢に被ニ召仕ニ指揮は皆旗下より御人選にて被レ命兵士在府中教授仕候はば追々強兵相成可レ申候、御守衛向又は出陣等被ニ仰付ニ諸侯は次第に因り其兵士器械共御戻しに相成候も可レ然、且又兵士熟練の上は諸要地御警衛諸番所關門等又は火事防方等總て軍制にて爲ニ相勤ニ候はば諸侯御旗下の勞を大に省き可レ申候、又軍艦は要所に在留し御警衛又は御用向相勤め又防海守城攻城之砲は皆要所に御備ヘ砲卒は半分づつ交代在留して御守衛被ニ仰付ニ諸長官は皆旗下にて被レ命總て軍事總督共御指揮次第御軍役相勤候様可ニ相成ニ候。全軍御備の配賦は皇國之地形に應じ候はば、海軍四分城軍其以下諸軍諸隊之長官は、皆門地身分に少しも不レ拘輕輩陪臣市門農民にても學術有レ之者は御選抽相成國中の諸軍學術と位階とに毫も不同無レ之様被ニ成置ニ候はば實に諸軍一致之御兵制相立何時戰爭有レ之候共御指揮次第御軍役相勤候様可ニ相成ニ候。全軍御備の配賦は皇國之地形に應じ候はば、海軍四分城軍三分半野戰軍二分其野戰軍は歩兵を元とし騎兵八分之一砲兵八分之一工兵四十分之一輜重兵二十分之一、此配賦にて御組立相成候はば大凡適當かと奉レ存候、乍レ去兵之強弱は將之善惡次第に候へば執政の軍官及び軍將は勿論其以下諸官御人選の儀緊要に可レ有候、古例門地格祿等に關係し充分の御人選無レ之様にては富國強兵之策は逆も難成事かと奉レ存候、亦前文之通強兵御所置充分に被レ遊ニ御施行ニ御確定の御仁政に御改正相成候はば、出兵遲滯の藩有りと雖も自然御威德倍加し數月にして國中御制度に感化し割居の諸侯も御指揮に服し御仁政に懷き候に至り天下御一致の基本かと奉レ存候、若又即今征長の儀

にて右の御軍備を不レ待差向御用立候御軍備要用に候はば既に追々御調に相成候御有合の御艦に大砲小銃諸器械御全備乗組人數熟々御選用實戰に用立候程に被レ遊ミ御備、艦隊御組立相成陸軍之方は万石以下並に御領より御取立の農兵成丈御增加に相成御供之諸侯は戰用の兵士並に器械のみ御採用、君公は在國爲レ致旗下より指揮官を被レ命右兵士而已御用い相成候へば無用の俗吏雜人を大に省き、又諸國の國邑も堅固に相成可申候打手被ミ仰付一候諸侯も可レ成丈は戰用の兵士而已御採用君公又は重役の類は皆國邑へ御戻し相成旗本より御指揮有レ之候方實事活用に近く相成可レ申かと奉レ存候、又兵士器械而已差出候は遠國成共被レ命可レ成丈は實事活用強兵の御所置緊要と奉レ存候、蓋し列藩高祿の者は學術乏敷低位に人才有レ之候へ共、古例に泥みて不レ失敬ミ人才一は一般の弊風に候へば右様御改革被ミ仰付一候方御大益に可レ有レ之候、前文之通り御改正相成候には御入費多分に相増し候へば、上下一致節儉御取縮之儀最用に御座候へ共、富國之事に至り候ては御政事に最も關係仕且は繁端にて全く長文に相成候故差控え不レ奉ミ申上一候。兵事は即今の急務に候へば失敬も不レ省大事に拘り候儀を粗漏に奉ミ申上一候段多罪奉ミ恐入候
九拜敬白

慶應二年丙寅八月

松平伊賀守家來

赤松小三郎

幕府小三郎を探
用せんとす

英國歩兵練法の
重訂

此事あつてより三閏月にして、同年十一月幕府は小三郎を開成所教官兼海陸軍兵書取調役に採用せんとす
英
國
步
兵
練
法
の
重
訂
とて、此旨を上田藩に交渉した。然るに上田藩に於ては藩の兵制一新に付小三郎は之に必要な人物なりとして之に應じなかつた、そして小三郎に向て速かに上田に歸還すべきを命じた。依て止むを得ず郷里に歸りしも又間も無く去て再び京都に出た。翌慶應三年の春薩藩主は小三郎が先年譯述した英國歩兵練法を原書に就て更に重訂することを小三郎に委嘱した、依て精勵其事に從ひ完成の上之を献納したので、島津侯は十六響新製ヘンリ騎銃を贈て其勞を謝した。同年五月小三郎は政事改草に關する七條の意見書を越前侯松平慶永に呈した。其意見書は左の如である。

越前侯に意見を
建白す

天幕一和の方策
を述ぶ

一天幕御合體諸藩一和御國體相立候根本は、先づ天朝之權を増し德を奉^レ備、並に公平に國事を議し國中に實に可^レ被^レ行命令を下して少しも背くこと能はざるの局を御開立相成候事

蓋し權の歸すると申は道理に叶候公平之命を下し候へば國中之人民承服仕候は必然之理に候、第一天朝に徳と權とを備へ候には

天子に侍する宰相は大君堂上方諸侯方御旗本之内、道理に明にして方今の事務に通じ萬の事情を知り候人を選みて六人を侍せしめ、一人は大閣老にて國政を司り、一人は錢貨出納を司り、一人は外國交際を司り、一人は海陸軍を司り、一人は刑法を司り、一人は租稅を司る宰相とし、其以外諸官吏も皆門閥を論ぜず人選して天子を輔佐し奉り、是を國中の政事を司り且命令を出す朝廷と定め、又別に議政局を立て上下兩局に分ち、其下局は國の大小に應じて諸國より數人の道理に明かなる人を自國及隣國の入札にて選抽し、凡百三十人に命じ、常に其三分之一は都府に在らしめ、年限を定めて勤めしむべし。其上局は堂上方、諸侯、御旗本の内にて入札を以て人選して凡三十人に命じ交代在都して勤めしむべし、國事は總て此兩局にて決議之上

天朝に建白し御許容の上

天朝より國中に命じ、若し御許容なき箇條は議政局にて再議し彌公平之說に歸すれば、此令は是非共下さざるを得ざる事を

天朝に建白して、直に議政局より國中に布告すべし、其兩局人選の法は門閥貴賤に拘らず道理を明辨し、私なく且人望の歸する人を公平に選むべし、其局の主務は舊例の失を改め萬國普通の法律を立て、並に諸官の人選を司り、萬國交際、財貨出入、富國強兵、人才教育人氣一和の法律を立候を司り候法度御開成候儀、御國是相立候基本かと奉^レ存候

一 人才教育之儀御國是相立候基本に御座候事

國中人才を育て候法は、江戸大阪長崎箱館新潟等の首府へは大小學校を營み、各其大學校には用立候西洋人數人づゝ雇ひ、國中有志の者を教導せしあ、大阪には兵學校を建て各學科毎に洋人數人づゝ雇ひ、國中兵事に志有る者を御教育相成且國中に法律學度量學を盛にし、其上漸々諸學校を増し、國中の人民を文明に育て候儀治國の基礎に可レ有レ之候

一 國中の人平等に御撫育相成人々其性に準じ充分力を盡させ候事

是まで人々性に應じ力を盡し候儀不同有レ之遊民多くして農而已多く勞し、他の諸民は運上少く候へば、第一百姓の年貢掛り米を減じ、士工商僧山伏社人之類まで諸民諸物に運上を賦し、遊樂不要に關り候諸業諸品には運上の割合を強くし、諸民平等に職務に盡力し、士は殊に務を繁くし、國中の遊民僧山伏社人風流人遊藝の師匠の類には、夫々有用の職業を授け候御所置、治國の本源に可レ有レ之候

一 是迄の通貨金銀總て御改萬國普通の錢貨御通用相成國中の人口と物品と錢貨と平均を得候様御算定之事

錢貨は天地の象に準じて萬國一般圓形に造り且萬國大凡普通の相場有レ之候へば、是に準じて銀貨金貨銅貨の割合大凡西洋各國と同様に御吹替、其大小品位も同等に造らず候ては、往々萬國の交際に不齊を生じ且交易通商の上に損害可レ有レ之候、又國中人口に比すれば錢貨不足に可レ有レ之、器財財品の不足なること甚し、故に錢貨を増し物品製造の術を大に盛にするにあらざれば平均に至ること難かるべくと奉レ存候

一 海陸軍御兵備之儀は治世と亂世との法を別ち、國の貧富に應じて御算定之事

蓋し兵は數寡くして利器を備へ熟練せるを上とす、方今の形勢に準じ候はゞ陸軍治平常備の兵數は

海軍は速に開け
難しは速に開け

都て凡二万八千許内歩兵二万二千許砲兵四千許騎兵二千許他は築城運輸等の兵とすべし。右兵士は幕臣及諸藩より直に用立候熟兵を出し置四年毎に交代せしめ、其隊長及諸官吏は業と人望とに應じて天朝より命ぜられ望に應じて永く勤めしむ、其兵は三都其他要地に在て警衛を職とし、此常備兵の外士は勿論諸民皆其地へ教師を出して平常操練せしめ、且有志の者は長官學校に入れて學問せしめ、亦士にても望に應じて職業商賣勝手次第行はしめて往々士を減すべし、海軍は速に開け難し先づ海軍局へ洋人數人御雇ひ國中望の者其外合せて三千人に命じて長官より水卒迄業を學ばしめ、業の成立に準じて新に艦を造り、又外國より買て備ふべし、即今常備の海軍は是迄御有合せの御艦に人を選みて乗組を命じ用立候程に修復し砲を増して備ふべし、尙國力の増すに從て兵數を改め兵器も充分に相増し、殊に亂世には國中の男女悉く兵に用立候程に御備立御所置有レ之候儀御兵制の本源に御座候

一 船艦並に大小銃其外兵器或は常用之諸品衣食等製造の機關初は外國より御取寄せ國中是に依て物品に不足無き様御所置之事

諸品製造の局は運輸の便地の利を選び諸所に造營し、各局に西洋人を雇ひて傳習せしめ國中職人を増し盛に諸物を製し候へば、海陸兵用の利器海内に充滿し日用の諸品廉價にして良品を得べし。其洋人を雇ふ入費は職人一ヶ月の雇價食料合せて凡二百より二百五十兩なるべし、此金は日本在留申大凡費すべければ、外國に持歸る貨は些少なるべし、故に洋人を雇ふも少しも厭ふべきにあらず、諸品製造局は往々は是非開かざるを得ざる事なれば、此節速に御開相成候儀當然と奉^レ存候

一 良質の人馬及鳥獸の種類御殖養之事
蓋し歐羅巴人種はアジア人種に勝る事現然に候へば國中に良種の人を殖育し候へば、自然人才相増し往々良國と相成候、理に候亦軍馬は外國之良種に無レ之候ては實用に不便に御座候、又牛羊雞豕の

類衣食に用ゐて有益の種類を殖育し、往々國民皆牛家雞等の美食を常とし、羊毛にて織候美服を着候様相改め候へば、器量も從て相増し身體も健強に相成、富國強兵の基に可レ有レ之候。

此他御改正相成候とも、國風人性に逆はざる事件何程も可レ有レ之候へば、方今無レ障事件丈は速に御改正相成、其他即今難レ行事は、人智の開け候に應じて漸々御改正相成候儀、天理自然に可レ有レ之奉レ存候。斯く御國政に關り候儀を奉ニ申上二候は、甚奉ニ恐入一候得共、心付候儀を默止仕り候も、却て不本意に奉レ存候間、淺見の一二端乍レ恐奉ニ申上二候、何卒被レ遊ニ御盡力ニ方今適當に御國律相立、天幕御合軸諸藩一和相成候様奉ニ懇願一候昧死稽首

慶應三年丁卯五月

松平伊賀守内

赤松小三郎

小三郎は單なる
一兵學者にあらず

慶應二年八月幕府への上書は、洋式軍隊の事に就て深く研究を積みし者としては、軍備に付ては或様な考を抱いて居た人が、他にも有つたかも知れぬとするも、憚かる所なく所思を堂々と開陳した、敢然たる勇氣は歎賞すべきである。同三年五月の松平春嶽への口上書は、實に天下經綸の大方策を述べたもので、小三郎が新式の一兵學者のみにあらずして、識見高邁なる憂國の士であつたことは今茲に歎ぐするを要しないと思ふ。

春嶽公に意見書を呈した後、小三郎は薩摩の西郷吉之助、幕府の永井玄蕃尙志等と談合して、大に天幕一和の事に就て、奔走盡力する所があつた。かゝる際に上田藩は小三郎の歸藩を強要し、遂に病を押しても歸藩を命ずるに至つたので、小三郎も止むを得ず歸藩に決し、九月三日所用のため伏見に出懸け

歸途京都東洞院魚柵下_ルに於て、凶人の爲めに暗殺された。此日三條大橋の擬寶珠に次の如き張紙があつた、此張紙は全く小三郎其人の動行には、當缺らぬものであるのは贅言するに及ばない。

元信州上田藩赤松小三郎

第二紀 第三篇 幕末に於ける特殊動行の人々

四〇八

捨札

松本隆祐の容體書

此者儀兼て西洋を旨とし皇國の趣旨を失ひ却て公を動搖候儀不届の至不可^レ捨置の多罪に付今日東洞院五條下^ル所にて加^ミ天誅^一に付則其首を取可^レ肆の處に候へ共晝中に付其儀を不^レ能依て如レ此也

卯九月三日七^ッ時

有志中 覚

此時上田藩の依頼に由り治療に赴いた千種家の醫師松本隆祐の提出した容體書は

今四日午刻御使に付罷出候所赤松小三郎儀敷ヶ所之疵に御座候て人事不省脈狀も殆ど絶脈に相及直様サフラン浸劑相用疵口相改縫術に相掛リテレメン膏相貼し縛帶等相行療治中度々痙攣御座候て甘消石精獨參湯等も相用療治後彌危篤にて右前藥度々相用候得共酉上刻終には養生相不^レ叶候に付右之段容體書差上候 以上

疵口左之通に御座候

一左頬 スリ疵二ヶ所

一首廻り 切疵 文八寸五分 同五寸五分 深サ二寸 二ヶ所

一右肩先同 文五寸 深サ一寸

一左肩先同 文八寸 深サ一寸五分

一右腕 同 文五寸五分 深サ五分

一脊 同 文一寸五分 深サ六分

卯九月四日

千種殿家來醫師

松本 隆祐

小三郎の葬儀

九月六日遺骸を京の東黒谷金戒光明寺に葬りし時、薩摩藩士中其教を受けし者、多く其式に參列せんことを希望したが、上田藩は之を辭し、特別關係ありしもの十數人のみ之を許した。此時薩摩藩主は葬式

島津侯の好意

料として金五十兩、家族へ扶助料として百兩を贈つた。此金は慶應四年七月上田藩の手を経て遺族に贈られた。左の御用部屋留書は之を證する

御目付に

赤松小三郎

一變死之砌薩州侯より葬式料五十兩家族共に百兩御贈相成居候間同人家族共に分配いたし候様
右書面之通小三郎親類共に可レ被ニ申達候尤金子之儀は御勘定奉行に懸合請取候様是又可レ被ニ申達候事

七月(慶應四年)

右金子縣合有レ之候はゞ相渡候様御勘定奉行へ口達の事

薩藩士の建碑
小三郎横死の年十二月三日、其教を受けし薩摩藩の士等胥議して、光明寺の塋に墓碑を建てゝ英靈を弔ふた。碑は臺石共に六尺餘で頗る立派なものである。

正面には赤松小三郎之墓と記し、側面には

先生姓源、諱某、赤松氏、稱小三郎、信濃上田人也、年甫十八慨然志於西洋之學、受業同國佐久間修理及幕府人勝麟太郎、東自江戸西至長崎、遼方有年多所發明、後益察時勢之緩急、專務英學、於其銑隊之法也尤精、嘗譯英國步兵練法、以公于世、會我邦兵法採用英式、日夕講習之、聘致先生於京邸、取書更使校之原本而肆業焉、今歲之春中將公在京師也、召見賜物、先生感喜益盡精力而重訂、書成十卷上之、公深嘉稱、速命剏劖、以有用於天下國家也、蓋先生平素之功、於是乎爲不朽、可不謂懿哉、不幸終遭綠林之害而死年三十有七、實慶應三年丁卯秋九月三日也、受業門人驚慟之餘、胥議而建墓碑於洛東黑谷之塋、且記其梗槩以表追哀之意云爾

薩摩受業門生謹誌

上田月窓寺の小
三郎遺髪の碑

小三郎の遺髪は郷里上田に送り鍛冶町月窓寺の墓地に葬られた。法名は良鑑院松屋赤心居士と云ふ。

位階追贈

明治三十九年五月伊藤祐亨東郷平八郎上村彦之丞の三提督來田の節、東郷上村の二將は故赤松先生の忠靈を弔ふ爲めに、金八千疋を赤松家再興の養嗣子に贈り、之を靈前に供ん事を依頼した。大正十三年小三郎生前の事業功績邦家に貢献する所多かりしを追賞せられ同年二月十一日特旨を以て位記を賜り從五位を贈られた、洵に聖恩枯骨に及ぶものである。而して死後此の如き榮譽を擔ひし者我上田の地に於ては、今日迄小三郎唯一人である。

上田脱藩の士

上田脱藩の士 上田藩士松本科之助は、慶應四年明治元年二月二十三日、脱藩して江戸に趣き、上野

に入て、舊幕臣等と行動を與にした。此頃上野寛永寺には、前の將軍徳川慶喜が、謹慎して居た時であった。四月十一日には、慶喜は水戸に退隠する事となりしも、徳川家の遺臣等、上野に集りたる者、彰義隊と稱し、官軍に對し無禮暴横、甚しきものがあつた。依て、佐賀藩江藤新平は、大に憤慨し上京して、之れを訴へたので、長州藩大村益次郎江戸に赴て、大總督を輔くることとなり、官軍と彰義隊との間に、將に戰が開かれんとする状勢と成つた。此頃舊幕臣伴門五郎と云ふ者、江戸詰上田藩家來、岩間半彌方を訪問し、御藩の松本科之助と申者が、脱藩して江戸に出で、四方に奔走し、當時は上野彰義隊中に在て、大に盡力して居るが、在所上田に妻子もあれば、何卒して、歸藩致したいと云ふて居る。故に其運びに至るやう盡力願はれまいか、と申入れた。依て岩間は、直ちに上田表へ其趣を申越して、指圖を仰いだ。然るに、上田表より其指令の、未だ到着せぬ内に、五月十五日上野戦争が起つた。彰義隊潰敗後、舊幕臣岡本敷馬と云ふ者、伴門五郎の依頼を受けたといふて、前記岩間方を訪づれて、松本科之助は、御藩の爲には、中々周旋盡力した者で、上野戦争の當時は、水戸に居つた。今は飄々として、居所も定つて居ない。彼は至極忠厚き者である故に、出來るならば、藩に歸参叶ふやう、取計はれたい、若し其が不可能ならば、公然暇を出されたい。されば、他所への仕官も出來ると思ふが其邊如何なものか、との話であつた。岩間は再び此事に就て、上田表の指圖を乞ふた。之に對し上田よ

舊幕臣等松本の
歸藩を周旋す

りは、松本科之助亡命の手續柄に就て、疑惑の點もあり、且一藩上下、非常に憤つて居る次第であるの

で、今更一通りの事では、歸藩は到底叶ひ難い。故に一旦上田藩に引取て、脱藩の趣意など、充分糺問して、若し止むを得ぬ情實ありし事が、分明に條理が立たば、時宜に依ては、宥免の取計方もあるらう、然らざれば、兎角の相談は出来ぬ旨を、岩間をして返事させた。此後科之助の消息は、正確な史料を缺いて判明しない。此松本脱藩の意志が、那邊に在りしか分明でないが、徳川慶喜が、上野に屏居謹慎の由を聞いて、其處に赴いて、大に盡す考で出懸けたのではあるまいか、然るに彰義隊が、亂暴狼藉を働くのを見て、歸藩の考を起したものか、若し彼が、上野戦争當時、果して水戸に在つたものならば、上述の意志から、脱藩したものと思ふ。兎に角、舊幕臣の人々より、身の上に就て、彼是と心配盡力された所を見ると、一角の見込ある人で、あつた事は想像される。

脱走艦中の上田藩醫師

脱走艦中の醫師 上田藩医林常青の弟榮春は、江戸留學中、幕府軍艦所の懇望に依り、軍艦トルハルトンの乗組員と成り、慶應二年九月大坂表に上つた。其時上田藩より、承諾の請書は次の如くである。
伊賀守家來林榮春儀、此度トルハルトン御船折返し大坂表に御仕出之砌、乗組被仰付候ても、差支之儀無^レ之候や御尋御座候處、當時醫道心掛中にて出府罷在、未修業中之身分に御座候間、聊御用途にも相成間敷候へども、乗組被仰付被^ニ差遣候儀は、何等差支筋無^ニ御座候間、此段御請申上候以

上

九月六日

松平伊賀守家來

松村次郎兵衛

林常青幕艦咸臨丸の乗組を命ぜらる

此後江戸に歸り、慶應四年七月上旬、榎本釜次郎より、軍艦咸臨丸の乗組を命ぜられた。其内に、奥州寒澤港に向て、出帆する事となり、八月十九日回天、回陽、蟠龍、神速、千代田、高雄、開陽の七艦及び運送船美加保丸一隻と共に、品川海を出帆した。上田藩にては、御一新當時、江戸留學の者は、皆歸藩を命じたが、獨り榮春のみは、住所不分明であつたので、穿鑿中であつた所、軍艦乗組の儘、脱走

した由を聞き、大に恐縮して、九月五日

松平伊賀守家來

林 榮 春

右之者、弊藩醫師林常青と申者の舍弟にて、未宛行等差遣置候者には無御座候、先年中より醫道爲修業出府罷在、去ル寅年九月中、舊幕軍艦所雇にて、トルハルトンと申す船に乘組登坂致、其後歸江仕、其儘軍艦所勤務仕候處、先般御一新被仰出候に付、爲修業御當地に罷出居候者共、不残歸國爲致候處、右榮春儀は、其砌より住居不 \equiv 相分候間、夫是穿鑿罷在候處、頃日軍艦乗組の儘、脱走之趣承及、萬一榮春儀右脱艦に潜居罷在候哉難 \leq 斗、左候得者不容易次第に付、急々探索方申付置候得共、今に手懸無 \leq 之、役人共に於ても心附方等閑之次第に相當、深奉 \equiv 恐入候間、穿鑿方嚴重手配可 \leq 仕候得共、萬一脱艦中之儀に候得者、行届申間敷と甚以心痛仕候、依 \leq 之此段先御届申上候間、宜敷御含置被 \equiv 下候様奉 \leq 願候 以上

九月五日

松平伊賀守家來

岩 間 半 弼

と事情を具して届け出で、且つ萬一脱走艦中に居る者ならば、上田藩の力にては、到底穿鑿連れ戻すなどの事は出來得ない、此段はよろしく承知し置かれたい、と願ふ所があつた。

常青脱走艦に乘組中の
咸臨丸に乘組中に
ふれ走る
大颶風に
にむ

八月十九日品川海を出帆した脱走艦は、二十四日大 \leq 棒洋 \equiv で大颶風に遭ひ、咸臨丸は大破、回天丸は帆柱二本折れ。美加保丸は大破して、銚子港に漂着した（乗組員は上陸して土浦藩の手に捕へられた者が多かつた）。咸臨丸は回天、開陽の二艦と、凡三百里程大洋中に漂流したが、其後北方に向て航進した。咸臨丸は破損甚かつたので、進退自由ならず、依て少の帆を取付けて、風に任せて八丈島の南方を漂流したが、幸に伊豆下田港に漂着した。此所に二日二晩碇泊して、艦體に小修理を加へ、後出帆して、駿州清水港に到着した。五六日

咸臨丸清水港にて官艦の爲めに上陸して居た。其日官軍々艦富士、飛龍、武藏の三艦が、清水港に來航し、咸臨丸を砲撃して遂に之を拿捕する

常春上田に歸る

後、蟠龍丸も亦清水に入港したが、二三日碇泊の後出帆した。九月二十二日、榮春は病人治療の爲めに上陸して居た。其日官軍々艦富士、飛龍、武藏の三艦が、清水港に來航し、咸臨丸を砲撃して遂に之を拿捕した。榮春は大に驚き、自分は別段暴舉を爲た覺は無いが、脱走したのは事實である、此脱走艦に就ては、既に嚴しき達が、朝廷より沿海の諸藩に、廻て居る由を聞いて恐懼後悔し、此上は在所上田へ立歸り、兄常青を頼んで、藩公に歎願し、其執成で、朝廷に哀訴歎願するの外、途無しと覺悟し、其より富士川に沿うて、甲州に入り、諏訪松本を經て、上田に歸着した。そして、未だ藩に向て、事を運ばぬ内に、捕押へられて糾問される事と成つた。十月初の事である。上田藩は榮春の申立てた、脱走の始末書を添へ、榮春を東京に送致すべや、否を朝廷に伺つた。

林 榮 春

右之者儀行衛不_ニ相知_ニ候_ニ付。兼て御届申上置候處、果て軍艦中に罷在、清水港より潛行上田表に罷歸候間、早速召捕糾問仕候處、脱走の手續柄委曲申立、則別紙差出候歎願書入_ニ御覽_ニ候通之始末、更に御趣意柄不_ニ相辨_ニ重々不束至極之次第、深奉_ニ恐入_ニ候儀に付、嚴重牢舍申付置候段、不_ニ取敢_ニ在所表より申越候、就ては早々御當地に差出可_レ申哉、又は御差圖被_レ下候迄は、在所表に牢舍爲_シ仕置可_レ申哉此段御内意奉_レ伺候 以上

弟榮春の件に付、兄常青は十月五日附を以て、遠慮差扣の儀を申出でたるに、御用は相勤め、私用は慎み居るべき旨を申渡されしが、十一月二十七日には、私用の慎も差し免された程であり、又既に此年七月二十九日勅書を以て、賊徒と雖も其罪を悔悟し、改心服歸せば、寛典に處する、旨を達せられ居る事でもあれば、榮春に就ての伺の儀も、寛大の指令があつたのであらう御布告留、明治元年の公布

慶應三年江戸薩藩邸焼撃當時其邸内に在りし上田の人々

焼撃たる 薩藩邸内に在りし上田の人々

徳川慶喜大坂城滯在の際、江戸に於て、薩州の藩邸焼撃の事件が起り、此報が大坂に傳はるや、佐幕

諸侯の神經を極度に尖銳化せしめ、遂に討薩を名として出動し、伏見、鳥羽の戦を惹起すに至つた。慶應三年の末、薩藩は浮浪の徒にして、勤王の志を懐ける者、或は幕府に怨を有し、之を倒さんと欲する者、など皆之を招撫して、藩邸内に潜伏せしめた。此等の徒は、隊を爲して、市中を横行し、幕吏之を逮捕せんとすれば、忽ち薩藩邸に逃れた。幕府は此徒の始末に、苦しむと同時に、薩藩の爲す所を憎み且憤つた。かゝる際に、十二月廿三日江戸城二ノ丸、炎上の事があり、之れ大奥女中と、薩藩士と共に藩兵衝突事件があつた。依て幕府は、遂に二十五日拂曉、薩、佐二藩邸を襲撃するに至つた。薩藩邸の者は、豫め期する所であつたので、奮戦して一方を切り抜け、當時品川沖に碇泊せし、薩艦鳳翔丸に投じて、上方に向て逸走した。

丸山徳五郎、齋藤養齋、奥田元、井上元

此焼撃の際、薩藩邸内に居た人々の中に、我上田藩領内、房山村、丸山、徳五郎、上田町、齋藤養齋、藩士、奥田元、井上元の四人があつた。此丸山徳五郎は、國學を上田町成澤寛經に、漢學は藩儒加藤惟藩に學び、慶應元年には、平田鐵胤の門に入て、其教を受け、勤王の志を有つて居た人である。慶應三年吟味筋の事ありとて、藩役所に召喚されし時郷里を脱し、落合源一郎、相良總三、權田直助等の志士と共に江戸薩藩邸に入り、薩藩士益満休之助、伊牟田尙平等と、勤王討幕の事を、計画しつゝあつた際、幕兵の爲めに襲撃されたのである。此焼撃の時、奥田元は流丸に中て斃れ、井上元は幕兵上ノ山藩兵の爲に捕はれ、丸山と齋藤とは、逃れて鳳翔丸に投じた。丸山等は翌年正月初、京都に赴いた處、時恰も慶喜追討の事定まつた折なので、相樂總三を總帥として、赤報隊後に官軍先鋒を組織し、東山道を東下した。後此隊は、京都に歸還の命があつた。けれども相樂は、機一たび逸せば、復來らずとなし、之れに従はなかつた、丸山は、歸還の命に従はざれば、或は違勅の譏あらん、と述べたのであるが、相樂は、若し違勅の罪あらば、我一死以て、其責に當らん、とて之れを聽かなかつた。丸山も遂に、相樂と行動

赤報隊
奥田は敵丸に斃
る

を共にし、下諏訪迄進んだ。然るに、二月十日總督府より、總督先鋒と偽り、狼藉を働く者、之れ有るに付、取押ふべき旨を、信州諸藩に廻章を以て命令した。相樂は之を聞いて謹慎し、丸山は其命を受け、碓氷峠方面に進んだ同志の者を、引き戻す爲め、佐久方面に赴く事となり、其途中二月十七日和田宿に於て、總督府よりの命に依て、出兵した上田藩の手で、取押へられた。此時徳五郎を召捕つたのは正木才三郎外二名であつた。

徳五郎は召捕られた後、藩の吟味を受け、相樂總三と行動を共にせしを白状した。依て上田藩は、徳五郎に就ては先年より、吟味筋の事あるに依り、藩に下げ渡を總督府に請て許可となり、徳五郎を禁錮取調べたが、相樂總三が死刑に成つた時、其處分方を、總督府に伺ひ出た。總督府よりは之に對して、上田藩に於て、吟味筋の事了つた後は、死罪を申付け、其上届け出づべきを沙汰した。故に藩吟味終結の上は、死刑に處せらるゝ筈で、あつたのである。

然るに、突然八月に至り、總督府より丸山徳五郎の儀は、既に時日も経過した事故、之を宥免すべき差圖があつた。之に依て徳五郎は、仕合に死を免るゝ事と成つた。此時徳五郎が提出した、請書及上田藩添上書は、次の如であつた。

丸山の請書

松平伊賀守領分

信州小縣郡房山村百姓

徳五郎

右之者兼て東山道御總督に奉レ願弊藩ニ御下渡相成則手當申付置候處、日數も相立候儀に付、今般出格之以ニ御宥免ニ御赦被ニ成下候段、御達の趣難レ有奉レ畏則御趣意柄申聞、御赦之儀申渡候處、重疊難レ有仕合之旨、別紙寫之通、請書差出申候此段御届申上候 以上

松平伊賀守家來 岩間半彌

差上申一札之事

私儀昨卯年中御吟味筋有レ之御呼出被ニ仰付ニ候處、出奔仕、其後當春中御召捕相成、官軍を偽り候相樂總三に相組候始末申上候處、右始末不届に付、其砌御總督府に御差出總三同様死罪可ニ仰付ニ之處、當御役場に於て御吟味筋有レ之候に付、御總督府に御願之上、當御役場に御下渡相成、御吟味中御手當被ニ仰付置、御吟味詰之上は、總三同様死罪可レ被ニ仰付ニ之處、今般其筋よりの御沙汰にて、日數も相立候義ニ付、御赦免被ニ成下ニ候旨

右被ニ仰渡ニ之趣承知、恐入難ニ有奉レ畏候、依て御受證文差上申所如レ件

慶應四年八月二十日

鹽尻組房山村

德五郎

御奉行所

(此次に刺當庄屋組頭親類組合の連印奥書より)

此徳五郎突然の赦免は、薩藩士伊牟田尙平等の、救解盡力の結果と傳へられて居る、徳五郎が、有爲の材と見込まれたがらであらう。總督府より此赦免の後、上田藩にては、徳五郎の相樂關係の件は、既に事済みとなつたのであるが、猶藩限りの吟味は、未だ終結に至らない、故に引續き取調べ相當の咎申付けたい、然し、出来る限り寛典に處する考である。此旨承知下されたい。と總督府に届出た。其時の書面は

松平伊賀守領分

信州小縣郡房山村百姓

徳五郎

右之者儀昨卯年中吟味筋有レ之呼出申付候處、出奔仕、捕方手當申付置候者に有レ之、其後當春中召捕

吟味仕候處、東山道御總督中山道御下向之砌、官軍を偽り候相樂總三に組し候始末、委細白狀仕、右は前書之通、尋筋有レ之候者に付、其砌弊藩に御下渡之儀、御總督府に奉レ願候處、御聞届被ニ成下、相樂總三死罪被ニ仰付ニ候節、當人罪科之儀奉レ伺候處、總三同罪之儀に付、弊藩吟味相分り候上は、死罪申付、其上にて、御届可レ申旨被ニ仰渡ニ候次第に御座候、然る處、今般出格の御宥免を以、赦罪申渡し候得共、總三に關係仕候儀は事濟に候得共、手眼リ吟味筋之儀は、今以て落着不仕、依レ之此上之處、外引合候者同様、吟味中の手當并吟味詰咎申付度奉レ存候、尤可ニ相成丈輕典に處置仕心得に御座候、右は厚き御趣意柄も御座候儀に付、一應申上置候、此儀御聞置被ニ成下、度奉レ存候、此段御届申上候以上

九月二日

松平伊賀守家來

岩間半彌

徳五郎は圖らずも、赦免の恩典に浴したが、猶藩の吟味は、繼續したのである。其内容に就ては判明らない。原町問屋日記には、御家中に關係した事であつたとある。傳ふる所に據れば、九月十六日徳五郎は、上田鍛冶町本陽寺に於て、藩士某々二名の爲めに、汝は公儀に對し、不埒至極の奴、とて不意に毆打せられた事があり、以來頭の工合を悪くしたと云ふ事である。當時討幕の計劃に加つた徳五郎は、藩士等には、不快に思はれて居たからであらう。或は藩の吟味も、之に關係したのではあるまいか。上田藩も既に總督府に、輕典に處する旨を届け置きし事なれば、徳五郎は間も無く赦されて、後伊那縣の小屬に採用された。此は彼を知れる落合源一郎が、伊那縣大參事に成つたので、抜擢されたのであらう。和田宿で、徳五郎を捕縛した、正木才三郎は伊那縣の知參事に任命され、庶務長の職に在つて、徳五郎は河内衡平と共に、其下で勤めて居たが、正木が當時、惡質の二分金引替の事に就て、專斷の取計を爲し、且和蘭人より、金を借入れた事などの廉で、被免後謹慎を申付けられ、同時に被免された、河

救免後丸山伊那
縣の小屬に採用
せらる

内丸山の兩人も、亦謹慎に處せられた、其時の申渡書は

日數五日 丸山徳五郎
同 河内衡平

其方儀伊那縣在職中知參事專斷を以て質金引替に及候節、取計方も可レ有レ之處無ニ其儀ニ不束之事に候、依レ之謹慎申付候事

之れは明治四年六月十三日の事である。

齋藤は逃亡す

薩藩邸焼撃當時、丸山徳五郎と、行動を共にした齋藤養齋は、科野東一郎など、變名して、相樂總三を總裁とせる、一隊中に在て、大監察を勤め、後軍監となり、重要な位置に居つたが、京都を發し、中津川まで進んだ時、京都の三樹三郎、油川鍊三郎の所から、急使があり、直に西上したのであるが、其後再び、此隊中には見えなかつた、此時に相樂と離れたのである。傳ふる所に據れば、後北海道に赴いたとの事である。

慶應三年の暮頃には、將軍の膝元で、忠勤を勵みたいと申出で、翌年正月には、徳川氏と存亡を與にせんと覺悟した藩主を戴いて居た上田の地に、二人は其藩士、二人は城下町人、城下町續き在分の百姓。此四人が、鳥羽、伏見の戦を激發させた、焼撃事件に關係したのは、奇しき現象である。其由て來る所以就ては、丸山、齋藤の二人は、其學びし所に、由來せるものかと思はるゝ節あるも、二藩士に就ては、何等の資料未だ得る所が無い。

第六節 寄進及合力

上田藩の寄進合
湊川神社造營寄

力
であつたのである。明治元年四月、官軍進で江戸に入らんとするに當り、總督は人を鎌倉に遣はして、護良親王の御遺蹟を尋ねしめ、其廟所を再興すべきを沙汰し給ひ、二年には親王奉祭の社殿を鎌倉に造

營せしめ、又宗良親王の社殿を遠州井伊谷に營ましめた。此時彦根藩主井伊直憲は自ら總經費として南朝忠臣として崇敬追慕の的なりしは楠正成であり、之を祭れる社の造営を建議する者、甚多かつたので、朝廷は元年四月、其社を湊川に建設するに決し、二十一日太政官より神祇局に、次の御沙汰書を傳達した。

大政更始の折柄表忠之盛典被レ爲行天下之忠臣孝子を勸導被レ遊候に付ては、楠贈正三位中將正成精忠節義其功烈萬世に輝き眞に千歳の一人臣子の龜鑑に候、故に今般神號を追謚し社壇造営被レ遊度思食に候。依レ之金千兩御寄附被レ爲在候事。

但正行以下一族之者等鞠躬盡力其功勞不_レ少段追賞被レ遊合祀可_レ有レ之旨被_レ仰出候事

同時に、汎く天下有志の寄附を、差許すこととなつた。此時水戸藩や尾州藩の如きは、獨力を以て社殿造営の事に當らん事を請願したが、深い御恩召の許に御聽許あらせられなかつた。寄進の金は金澤鹿児島廣島などの諸大藩の金千兩をはじめとして、全國の諸藩殆ど悉く、寄進する所があつた。此時我上田藩は明治三年十月二日を以て、神祇局に左の如く寄進した。

一金三千疋 知事。 一金千疋 大參事以下權少參事迄十一人。 一金二千疋 總士族。

一金千疋 總卒族。 合計七千疋

(参考)此湊川神社は我國別格官幣社の創である。

静岡藩に合力 德川慶喜隱退の後、明治元年閏四月廿九日慶喜伏罪の上は德川家名相續之儀祖宗以來の功勞を被_レ思食_レ格別之報慮を以て田安龜之助へ被_レ仰出候事

但城地祿高之儀は追て可_レ仰出一事

尾州藩は獨力を以て湊川神社造営を願ふ

との御沙汰があつて、田安龜之助徳川家名相續の事となり、同年五月二十四日

田安龜之助

駿河國府中之城主に被^ミ仰付^レ領知高七拾萬石下賜候旨被^ミ仰出^レ候事

但駿河國一圓其餘は遠江陸奥於兩國下賜候事

の御沙汰があつた。然るに九月四日

徳川龜之助

其方領地七十萬石駿河國一圓、其餘於^ミ遠江陸奥兩國^ニ下賜候旨被^ミ仰出^レ置候處、陸奥國は目今未^レ至^ミ平定^ニ候^ミ付、今般改めて別紙之通、駿河國一圓其餘遠江參河兩國の内に於て、都合七十萬石下賜候旨被^ミ仰出^レ候事

と御沙汰があり、陸奥國は未だ平定に至らないので、陸奥國に於て宛行はるべき分は、參河國に於て賜はる事に改められ、所領が確定した。乍^レ去是迄將軍家として、所謂天領四百萬石餘も有つて居たのが、纔七十萬石に削減されたので、其究状は悲惨極まる有様であつた。故に朝廷よりは特に、米三萬俵金二萬兩を下賜したが、猶徳川家に縁故由緒ある諸藩に、財政上の援助合力を、頼み入れたき旨を奏請し、許可と成つたので、同家の家令より、我上田藩松平氏にも、合力の事を申入れた。此時松平氏は合力として、金千兩を贈る事とした。

先般御由緒被^ミ爲^レ在候諸藩に御助力御頼み之儀

朝廷に被^ミ仰立^ニ御許容に付弊藩にも蒙^レ仰候段奉^ニ敬承^ニ如何様にも盡力周施可^レ仕筈に御座候得共春以來出兵等意外之人費加之領内違作にて何分不^レ任^ニ心底一些少之至に存候得共別紙之通奉^ニ拜上^ニ一度前條之次第柄御取繕御披露之程奉^ニ願候此段使を以て申上候

辰十二月六日

松平伊賀守使者

別紙

岩間半彌

覺

一金千兩

但内五百兩當月下旬上納可仕候

右之通奉ニ拜上候 以上

是より先、五月田安龜之助領地七十萬石下賜、徳川家名相續の事が、廻状を以て通知があつた時、家來寺田市兵衛を田安邸に遣はして

今般御領地高被ニ仰出、恐悦奉存候、乍レ憚右御祝儀申上度以ニ使者ニ目錄之通進上仕候

進上

御太刀

一腰

御馬

一疋

代銀

以上

の目錄を贈り、祝賀の意を表した

第七節 官軍先鋒嚮導隊の通過宿泊

松平伊賀守

官軍先鋒嚮導隊
の通過宿泊
高松宮御内眞田求馬様外に御二方、俄に松代表迄
する者來田す
其一行の人々竹
吾、西村謹
大木四郎、櫻井常五郎、佐藤政信
内健助、西村謹
大木四郎、櫻井常五郎、佐藤政信

慶應四年二月七日藩役所より兩町間屋を呼び出し、高松宮御内眞田求馬様外に御二方、俄に松代表迄
早駕籠にて、今日夕刻迄に御通行に付、萬事失禮之れ無き様、且店先に品物擴げ買かぬ様にと申渡し、
同時に御休息御泊の程も判明せざるも、若し御泊の際は御宿宮下兵衛門方に申付、其費用は藩より之を
支辨する旨も申聞けた。間屋。夜五ツ時頃京家人五人早駕籠にて到着した。其裝束皆陣羽織裾細を着し、
晒布鉢巻にて陣中の出立であつた。此五人の名前は竹内健助、西村謹吾、大木四郎、櫻井常五郎、佐藤

政信と云ふた原町間。赤報記に據ると此一行中には神道進藤三郎といふ者も在つた事に成て居る。日記中の佐藤政信は神道三郎の誤か或は同人異名であつたのか。其當時の記録なる朝夜聞見録には、神道三郎は一兩年以前、上田田町へ暫く来て居た、國學師であつたと記して居るが、能く判明らない。

一行上田着の時
の模様

此一行が上田に着した時、町手代小頭は先拂をなし、兩間屋町年寄等は待着で出迎へ、宿に着いた後に町奉行は旅宿宮下兵左衛門方に赴いて、御機嫌を伺候し、來田中の中之條陣屋元締河野曾十郎も亦御伺に、又勅使下向の件に付、打合せとして來田中の飯山藩役人も御伺に旅宿に出頭した。そして此泊りには上田藩より特に料理を贈つたのである。

此日には官軍先鋒嚮導隊執事の名を以て、中之條支配所村々へ

今般徳川慶喜事彌朝敵たる事顯然たるを以て、速に天朝より御追討被仰出、東海東山北陸三道より御討入に相成依ては慶喜儀官位被召上、領分等悉く御召上に相成候以來天朝之御領民たる故、厚く御仁政を以て、今辰年の年貢は半納之事に被仰出候間、去ル卯年殘納も慶喜方へ少たりとも不差出様急度可ニ金たりとも差出候者、朝敵たる慶喜方へ一粒一金たりとも差出候者、朝敵同様急度御沙汰可レ有レ之者也、若し慶喜の命と言金穀等取立候者於有レ之ては、速に打取搦取等致し可ニ差出レ然ば急度可レ預ニ御賞恩者也

慶應四年辰二月七日

右本書は小前末々迄不レ洩様可ニ申聞候、本書寫を以て御影其外中之條中野等陣屋付之村々に、刻付と幕領は沒收せられし事及御仁政として、今辰年の年貢半納の事を申觸れた。之れは正月十五日相樂總三より、議定參與に幕領の分は、此所暫くの間賦稅を輕くせば天威の難レ有レに歸嚮せんと建白し、太政官に於て坊城大納言より、勅諭書を渡され、滋野井、綾小路兩卿の手に屬せる、草莽の士等は、從前より

勤王の志淺からず、殊に關東の民情を辨知する間も有し之に付、三道の官軍關東打入の節には、官軍印の品下賜すべきにより、其節は速に東下して、億兆の民王化に服する様、嚮導先鋒致すべし、其迄の間は兵力糧食を蓄へ、東海道鎮撫使の指揮に隨へ、との御沙汰があり猶

但今度不_レ圖干戈に至候儀に付ては、萬民塗炭之苦も不_レ少、依_レ之是迄幕領之分總て當年租稅半減被_ニ仰付_ニ候昨年未納之分も可_レ爲_ニ同様來已年以後之處は、御取調之上御沙汰可_レ被_レ爲_ニ在候義に候間、

右之旨分明に可_ニ申付_ニ事

の但書添があつたので、此舉に出たものである。此時中之條付、埴科郡中條村、外郡中一同村々の名を以て、租稅當辰年、々貢半納の事、誠に以て難_レ有次第なるを述べ、同時に廉直親切なる、當代官所役人の、依然在任あらんことを望み、且幕領沒收の上、之を近隣私領に預くると云ふ風聞あるも、私領預と成ることは、望む所にあらざる故、此事無きを願ひ出た。此は私領即ち大名領の人民に比して、天領即ち幕府領人民が幸福なる、境遇に在つたことを知る一資料であるので、次に記して置く

乍_レ恐以_ニ書付_ニ奉_ニ願上_ニ候

天朝御領信州中之條御陣屋付同州埴科郡中之條村外十三ヶ村外廿二ヶ村更級郡今里村村々役人

天朝御領に被_ニ仰付_ニ殊に寛大之御仁惠を以、當辰之御年貢半納に被_ニ仰付_ニ誠に以_ニ難_レ有仕合奉_レ存候役人共は勿論小民末々迄、奉_ニ畏伏_ニ候上は、一同安穩に農業出精可_ニ相成_ニ儀と安心仕候、且追て御沙汰御座候迄是迄御陣屋詰合之役人御居置御用書ものの外御預け相成是又安心仕候右詰合役一同廉直にて郡中之取扱方行届、下々安心歸服罷在候間猶此上寛大之御所置を以、永く中之條御陣屋に御居置被_ニ成下置_ニ度奉_ニ願上_ニ候以上

右村々近領之諸侯へ御預ケに相成候趣近隣私領の役場等に風聞有_ニ之末々小民に至迄敷息仕萬一右様之御沙汰相成候ては實に難澁可_レ仕と深心痛仕既に徳川家領分之節當國御料所村々之内數百ヶ村私領

年貢半納の事難
有次第

私領役場に御預
けは難澁痛心の
至り

役場に預けに相成候所私領役人不政にて御年貢之外種々課役有レ。之實に暴政之次第難澁仕候義は眼前に候處見知有レ之所詮私領へ御預け相成候ては下々人心不穩自然右等より心得違を生ずるも難レ斗村々役人心痛仕候間、此上御仁惠に永く中之條御陣屋御居置、彌以眞之天朝御領之御支配に被ミ仰付一廢舉て奉ニ願上候、然る上は永く安泰に農業出精奉ニ獻貢可レ奉ニ報恩ニ儀と難レ有仕合奉レ存候、乍レ恐出格之以ニ御仁惠ニ右願之通御聞届被ニ成下置一候はゞ、重々難レ有仕合奉レ存候。以上

慶應四年二月

天朝御領信州中之條御陣屋付

同州埴科郡中之條村外郡中一同

(朝夜聞見錄)

矢澤仙石飲の代
官も伺候す
上田町役人柳町
迄見送る
上田町問屋に送つた書面

翌八日の朝藩家老藤井求馬助旅宿官兵に伺候し、矢澤仙石領代官田中半次郎も亦熨斗目駄持にて伺候した。夕七ツ時^{午后四時}五人の者は早駕籠で出立した。其際官軍先鋒嚮導隊執事の名で宿役人中へ、金三百疋を贈つた。中之條元締河野曾十郎先に立て案内し、同陣屋より上田迄出迎に來た役人六人同道し、上田町役人等は柳町まで見送り、當番海野町の役人二人は中之條迄見送つた。翌九日には和田宿問屋より、上田町問屋に送つた書面

大至急廻文を以て得ニ貴意一候、然ば嚮導隊一番組御人數二十二人様當宿に只今御着有レ之明朝御出立にて中之條迄御通行尤御荷物無レ之御足痛宿駕籠如何に候哉差掛り長瀬御辨當用意之事多分上田泊可ニ相成ニ裁と被レ存候
の通り、七ツ半時頃銘々鐵砲を携へた人數が上田に到着した。此時町手代小頭問屋年寄残らず出迎へて旅宿松屋傳八郎方に投宿した。此時藩よりは堂上様方御通行之節敷砂、且銘々宅前に猥りに多人數罷出候儀不ニ相成」と申觸れ、夜中は海野町の木戸は〆切て、往來の者を改め相生町鼠小路の木戸も〆切、夜間は篝火を焚き人數二、三人宛代る／＼番をした。松屋傳八郎の日さしには次の如き宿札が立懸けられ

た。

官軍先鋒嚮導隊

一番組宿陣

此一隊は町の高札を取外づす事を命じた。翌十日曉六ツ時出發した内一人は馬上此馬は上田藩よりの借馬で坂本より返した他の者は皆徒步であつた。此一隊の名前は不明である。十一日に至り先きに松代方面に赴いた者の中四ツ半時頃引近し宮下兵衛門方で、暫時休息の上出發した者もあり、又三人は上田高橋より別所に起き、一泊の後翌早朝駕籠で腰越に向つた者もあつたと云ふ、多分大木。櫻井、神道の三人であらう。此日の京方とは全くの偽り

晝頃に松傳に泊つた一隊の者、銘々勝手に行列も整へず長瀬の方に歸つたとの咄があり、十七日には此頃通行宿泊した京家方と云ふのは全くのにせ者で、御近領打合はせの上今日七ツ時より小諸、諏訪兩方面に御人數を操り出したとの噂が傳はり、其内に總督府より廻達命令が、上田藩主にも届いた事が發表となり、町方一同呆然とした。廻達廻状は

總督府の廻達命
令
高松宮京都御脱走にて人數被召連東國に御下向之趣、右は決して勅命を以て御差向相成候義には無レ之全く無賴之奸徒幼稚の公達を欺き奪ひ出し奉候義と被し察候、右無賴之者當總督様の先鋒と偽り通行之道々金穀を貪り其他如何様の狼藉可レ有レ之哉も難レ計に付、諸藩何れも此旨篤と心得右等の徒に欺かれ不レ申様可レ致候尤右公達に對し粗忽之儀無レ之様可レ仕候得共、人數之義は夫々取押置總督御下向之上御處置相伺候様可レ仕旨御沙汰候事

附先達綏小路殿既に御歸京に相成候後右之者共無賴之徒を語らひ合せ官軍の名を偽り嚮導隊抔と唱へ虚言を以て農商を劫し、追々東下致候趣に相聞候、右等も高松宮殿人數同様の義に候間夫々取押置可レ申旨被仰出二候事

二月十日

總督執事

堀左衛門尉殿
内藤若狭守殿
諫訪因幡守殿
松平丹波守殿
松平伊賀守殿
眞田信濃守殿
堀内藏頭殿
牧野遠江守殿
内藤志摩守殿

追て刻付を以急々御廻達可レ被成レ候也但止り亦より總督府御本陣ニ可レ被ニ返上候

二月七日上田に宿した五人の内、大木四郎西村謹吾の兩人は三月三日下諫訪で相樂總三と共に、斬罪に處せられた。相樂總三は二月十日總督府より、信州各藩に達した前掲の達令を十三日に至て之を知り、佐久輕井澤方面に進みし同志の者に引揚を命じ、一同謹慎して總督到着の日を待つこととした。丸山梅夫徳五郎は十七日同志引戻の爲め佐久に赴かんと出發し、途中和田宿に於て、上田藩の手に取押へられ上田の獄に繋がれた。上田藩に於ては官軍先鋒嚮導隊來田の頃、諸方に探索方を派遣し動靜を探らしめたのであるが、其探索掛の一人の報告せし内に

白川殿御舍弟之由

水原中務

櫻井常五郎、同人兄彌八郎

飛驒郡代新見内膳家來

中山中平八

阿部元助

同新町

茂右衛門

阿波國出生之由

駒 蔵 外に三人

右御影手にて召捕相成候

櫻井常五郎所持連判狀寫

盟約之事

開闢以還有君有臣有父有子忠孝事之人道則然也若背此道則天地所不容也不肖之吾輩忝入官軍之列生前之面目何事か是に如む然者愈赤心報國盡憤忠奉 王命攘賊徒宜輕生命於塵芥曝尸軍門若此盟約違者冥罰顯誅忽可蒙ものなり謹盟

慶應四辰年正月十一日
同 年同月十六日

信州佐久郡落合村 水野丹波

同州同郡三ツ井村 佐藤祐重

同州同郡小諸 大池仁之助祐定

同州同郡春日村 牧野乙松春重

同 所 牧野駒太郎正重

同 所 土屋太郎實正

同州同郡比田井村 丸山真甫安年

同 所 武田長右衛門

櫻井常五郎殿

神藤三郎殿

右連判狀は金切レ表の巻物にて至極立派之品に候書體も隨分美事に認置候

(師岡史料)

櫻井常五郎は沓掛邊より脱走の處、御影支配所百姓の爲めに捕縛せられ、小諸の獄に投ぜられ居りしが、總督本陣に差出し、吟味の後斬罪梶首に決し、小諸藩にて斬首後追分宿に於て梶首。此時常五郎と同刑に處せられしは

信州佐久郡春日村百姓常作事 櫻井常五郎

同 塚原村百姓 六兵衛

上州坂本宿百姓 酒遣之助

右之者共相樂總三に組し御一新之御時節に乘じ、勅命と偽り強盜無賴之黨を集め、官軍先鋒嚮導隊と唱、總督府を奉レ欺勝手に致ニ進退ニ剩諸藩應接に及び或は良民を劫し莫大之金を貪、種々惡業を相働き其罪數々に違あらず、此儘打捨置候はゞ彌以て賊徒横行し、終に天下之大道を失ひ大變を醸し其勢制し難きに至らん、依レ之誅戮梶首之上遍く諸民に知らしむるもの也

三月六日

神道は追分にて、金原大木等の一行小諸藩兵に襲撃せられしを聞き、上州坂本より逐轉行方不明相樂等處刑了りし後、總督府より召捕りたる賊徒共四家上田、小諸 訪問、高遠へ一旦預け置き厄介に相成りし謝儀の印として、金子及酒を其事に當つた家臣に贈つた。猶上田藩家來へは別に先鋒嚮導隊と偽り唱候賊徒共を奪取召捕候段神妙に候、罪之輕重相糺時により斬罪梶首に可レ被レ行候尤輕き罪之者は爲レ致ニ歸村ニ賊徒徘徊不ニ相成ニ様精々盡力可レ致事

三月

別紙之通り被仰出候間御達し申入候

松平伊賀守殿

家來衆へ

總督府執事

二月七日上田に來た西村謹吾大木四郎の二人は、同月十七日追分宿に於て、小諸藩兵と戰つた一隊中に在りて、岩村田藩の手に抑留され、其抑留中、去る二月十日、總督府より信州各藩に下した廻達命令に就き、總督府執事に差出した歎願書中には「先に京師より嚮導隊の兵悉く可ミ引返」との命令有レ之候得共

今般之形勢可ニ尺進可ニ寸退之理なし將在三干外君命存所不受尤隊長相樂總三義は忝も三道官軍御打入之節は先鋒嚮導たるべきとの勅諭を蒙り、綾小路殿に關係無し之故是迄打進候處不レ計も總督府より信州諸侯へ給候御巡査之儀承り候得共私共隊に於ては右等之儀秋毫も覺無レ之候間御嫌疑之程甚奉ニ恐入候夫勅諭を蒙り候兵に官軍と名を偽り農商を却しとの御文言甚以迷惑之儀に奉レ存候是等之義は私共通行致し候跡に御探索被レ爲レ遊候ても相分可レ申儀と奉レ存候尤只國事の爲めに命を抛ちとのみ思入候者共故、衣服飯食等至て節儉致居候得共、多人數引連長途行軍の事故冗費も不レ少候得共、采地無レ之鳥合の兵故諸藩より献納の金穀兵器等は受候得共、米穀之儀は献じ候所々に其儘預け置、總督府御東下之兵糧に積置候尤驛々の貧民へ少々施し候も有レ之金之儀は軍用として持參致候得ば、追分の驛に於て戦争の節奪取られ候。尤私共本隊は下諭訪の驛に滯泊致居候、私等儀少々疑敷風評相聞候間上田小諸岩村田等の諸藩へ行き、其處より勤王赤心の證書等受取夫より直様確嶺に登り、遠く安中、高崎、小幡、吉井、七日市等關内の諸侯より、右之證書受取候間即右書類は別紙に奉レ捧候。「扱岩藩より總督府御東下迄此地に差止り可レ居由申候に付即閉居謹慎致居候て偏に罪の相極るを伏て奉レ待候尤私共儀は如何様の事被レ處候とも蟲蟻に等しきもの等に候得ば、毛頭恨み不レ申候得共同志の者共百餘人親戚を不レ顧妻孥を捨て以て國家の爲に奸賊を掃鋤せんと糾合致候赤心至忠之人々徒に賊の汚名を蒙り空く冤罪に沈候事實以不レ堪ニ悲歎之至ニ哀訴奉ニ申上ニ候」などと陳べて居り、彼等の事情心中を考察する一資料となる。三月一日此兩人等は岩村田より樋橋の隊本部に歸つたが、此日隊長相樂總三は下諭訪なる總督府本營よりの召に依て、大木四郎一人を隨へ下諭訪に赴き直に捕縛され、翌二日樋橋に残りし西村謹吾等一隊の者は、總督府よりの召狀に由り、同じく下諭訪に向ひしが此所で悉く召捕られ、上田、小諸、松本、大木、小松、竹貫、澁谷、高山、金田の八名は斬罪梶首と成つた。此時の申渡狀は

相樂總三下諭訪
なる總督府本營
に赴く

相樂等斬罪に處せらるる者也

相樂總三

右之者御一新之時節に乘じ勅命と偽り官軍先鋒嚮導隊と唱へ總督府を欺き奉り勝手に致「進退」剩諸藩へ應接に及或は良民を動し莫大之金を貪り種々惡業相勵其罪數ふるに違あらず此儘打捨置候ては彌以大變を醸し其勢制すべからざるに至る依レ之誅戮梶首道路遍諸民にしらしむる者也

三月

大木四郎 小松三郎 西村謹吾 竹貫三郎
瀧谷總司 高山健彦 金田源一郎

右之者共相樂總三に組し 勅命と偽り強盜無賴之黨を集め官軍先鋒嚮導隊と唱へ總督府を欺き奉り勝手に致「進退」剩諸藩へ應接に及或は良民を動し其罪數ふるに違あらず此儘打捨置候ては彌以横行終に天下之大變を醸し其勢制すべからざるに至る依レ之誅戮梶首之上遍く諸民に知らしむる者也

以上の人々が充分な訊問取調の結果、果して前記の如き罪狀明白なるに於ては、此處刑も當然であつたとも思はれる。然るに

以上の人々は、一言の取調も無く、此極刑に處せられたとの事である。若し丸山徳五郎が十七日に上田藩の手に捕はれずに、佐久方面に赴いて、西村、大木等と同一行動を執り、岩村田藩抑留の身となりただらう事は、彼が此一隊中重要な位置に在て活躍した事より見て疑無き所である。然るに、十七日捕へらるゝや、藩限り吟味すべき事ありし爲め、十八日直ちに上田に送られて獄に投ぜられ、吟味詰の上は、斬罪に處せらる事になつて居たのに、突然總督府よりの命令で赦免となり死を免れたのである。定めし彼は運命の奇しきに驚くと同時に忠誠の哀情を認められずして、前掲の如き罪名の下に断頭場裡に露と消えた同志に對し、深き同情を禁ずる能はざるものが有つたであらう。彼は自由の身となりし後直

丸山徳五郎上田の獄に投ぜらるる

ちに此等悲しき運命に陥つた同志のために、せめても墓表なりとも建設して、其靈を慰めんと其年京都に上り、建碑の事を歎願したが聞届けられなかつた。後伊那縣少屬に擢用せらるゝに及び、東京に出て兵部省に此事を歎願して

歎願口上覺

丸山徳五郎相樂
等の墓表を建て
ん事を歎願す

相樂謹吾郎三
村松四郎彦司郎
村健彦郎
竹大高金田源一郎
西小瀧谷總郎

右之者

官軍先導之志願に而信濃國下諏訪驛に屯集罷在候處御軍律に背候事有レ之去慶應四年三月三日被處御軍法二候

金原忠藏
熊谷和吉

右相樂總三隊中之者にて同國碓井嶺に罷在出同年二月十七日下諏訪へ歸隊之心得にて追分驛迄參り旅泊之處隣藩何れ之人數に哉深夜に被取圍討死いたし候

丸尾清
北村與六郎

右之者追分事件に付散亂上野國坂本驛へ參り何れ之人數に哉被取圍致討死二候

右者從來赤心之者共に有レ之候處、一時之失策より遂に被レ處ニ嚴科^ニ或は無漸之死を遂候段、恐入次第に御座候。然を今般歎願仕候も恐縮之至に候ヘ共、同志之哀情難レ忍、依レ之其地に墓表相營遣し度志に御座候。此段御情察被レ下寛大之御趣意を以御聞済彼ニ下置^ニ候はゞ難レ有仕合奉レ存候以上

明治三年三月

伊那縣少屬丸山久成

兵部省

御役人中

聞届けられ、時の伊那縣大參事落合直亮の弟直言渡邊鍋八郎、青島貞賢、松尾眞琴、北原稻雄、北原東五郎、市岡鎌市郎、前澤中務等の助力を得て、處刑同志者遺體埋葬の地に墓碑を建て、其英魂を弔慰せんとの志を果した。名高き魁塚は其である。此魁塚を繪圖に描きし者に落合直亮が題した詞は、已れも曾て相樂等と勤王討幕の舉に奔走せし事ありし人の述べ記したるものとて、事の真相を知るを得るを以て次に記載する。

魁塚之圖に題す

此圖は科野國諏訪郡下洲羽驛路の邊なる魁塚の圖也此碑に記せる人達はも年來朝廷の衰微を歎き外國人の禮無き舉動を慨し西に馳せ東に翔り魂合へる友を語らひ去し慶應の三歳と云年迺冬の初つ方鹿兒島廻殿の吾妻の御館に打集ひ天皇廻大御心に違へる醜臣を討罰め大御稜威を天下に輝かさしめんと事謀りて有ける程に十二月の末つ方凶賊等が取囲みたりしを斬屠りて品川より鳳翔丸と云船に赴むと爲しを猶も懲すまに賊共の追討爲つれば僅に百人か三人四人には過ぎざりけるを討屠にし賊共は其數多かりき其夜は伊豆國下田港に船泊て翌る曉ばかり遠江灘に出たりしに暴風齋發りて海原遠く一日一夜ばかり吹流されけるに漸船やるすべを得て晦日ばかり西國九鬼浦に着ぬ此所より已直亮等三人は陸路より晝夜分かず急ぎに急で正月三日の夜辛うじて京都に着けり彼海路より爲し人達は兵庫に至り殆危

魁塚の圖に題す

かりしを相助くる人の有つとて一日二日後れて恙無く京都には着にき然るに朝敵征伐の大御軍の魁と爲て綾小路俊實朝臣滋野井公壽朝臣兩卿の出立せければ其御手に加はりてよと鹿兒島の殿人の促す賀まにまに御跡慕ひて御供仕へ奉りしを事故有て美濃路より彼兩卿は召還され給ひしを此人達は殊更に官軍先鋒の命蒙り科野路に進みたりし賀年遍く忍びし志を俄に打晴さむと勇みに勇みし餘り中々に御軍の御律に違ひて不圖も重き刑なひ受られつるは最も＼＼惜らしく悔しき事の極になん今は唯其墓所を建て其名のみを陀に後世に傳へまほしと人々に謀り公に乞聞え奉りつゝ三年に及べるに今年彌生はかり丸山久成の東京に在て其心盡されしに辱くも官許蒙りぬと増言越しければ即吾弟直言して事執らしめ赤心の人々集へ衆人の力以て功成しこそ悲しきが其の歡喜に増有けれ今其墓所を名附て魁塚と爲つ其を久成の斯圖に模せしめておのれ直亮に一筆添へてよと請るゝがまゝにいなみもあへずその故由を聊記しつ

明治三年八月

武藏國人伊那縣大參事
落合直亮

昭和三年十一月十一日今上天皇御卽位の大典を挙げさせ給ひし時、相樂・總三は從五位を追贈せられたのであるが、此魁塚建設の事など一素因と成つて、遂に赤誠勤王の志の程が認めらるゝに至つたものかと想はれる。

丸山久成が墓表建營を出願した人々の内に、西村大木等と共に二月七日上田に來た事があり、三月六日西村等と同様の罪名で、斷頭梶首されて居る櫻井常五郎の名は見えて無い。此常五郎に就ては、相樂・總三が二月二十五日、薩州本營宛に差出した書狀中に、櫻井常五郎と申者此者は坂本宿にて早く縛に就候由、其後逃去候様にも風聞有レ之此者一體何れの者に候哉風聞不レ宜候間私方にて召捕度探索仕居候とあり。又二月二十六日西村謹吾大木四郎の兩人より、相樂・總三に申送つた書狀中に、丸尾北村二氏は誓書受取として安中に出張、櫻井義は有レ故而追放とある。又正月廿六日、本山宿より先々御問屋中としての通

知狀の中には、綾小路殿御内櫻井常五郎様辨陣羽織着云々などあれば綾小路卿家臣と稱して居たのである。此等を綜合して考へる時は、櫻井常五郎は、相樂總三の同志ではなく、所謂御一新の時節に乘じ、官軍の名を偽り、農商を劫かし金穀を貪つた者で、累を相樂同志の士に迄及ぼした者であらう。隨て丸山が、勤王の同志の中、汚名を被て斬に處せられ、或は無慚な最期を遂げた人々の内に、彼の名を加へなかつたので、尤もな事である。

第八節 綴新當時の世相一班

維新當時の世相
一班

明治元年の頃の世相は種々様々な事が各方面に起つたのは勿論であるが、盜賊の多かりし事も其一である。上田町邊も亦然りであつた。

於ニ在町ニ非常警衛夜番いたし町内村内見廻り候は勿論之處、近年所々に強盜入込及ニ暴行候趣に付、猶嚴重番致し繁々見廻り怪敷者は捕押且兼て申合置亂暴之躰も有レ之候はゞ、柏子木半鐘之類を以て爲ニ相知ニ合圖次第一統早々罷出押捕候様可レ致候萬一油斷致し如何様災害を得候義有レ之も難レ斗に付、篤と申談取締相立候様可レ致候

とは明治元年九月十三日に、上田藩より領分内に觸戒めた書付である。此警戒の觸達しがあつたのに、間も無く

御届書

一生絲 一貫四十匁

一唐棧縞 九反

右者田町善兵衛方見世に差置今廿日朝起見候處、前書之品々相見不レ申所々穿鑿仕候得共行衛不ニ相知ニ紛失仕候旨申出候此段御届奉ニ申上候ニ以上

辰九月二十日

町年寄 瀧澤民之助
問屋 瀧澤助右衛門

御奉行様

之より三日を隔てゝ、九月廿四日に

御届書

一結城綱 十二反

一薄花 四反

一薄花巾 一反

一縞五郎 二丈五尺

一五日市綱 三丈七尺

一縞小倉 九寸巾二尺五寸

一縞五郎 二丈五尺

右者原町瀧澤太兵衛方店に差置候處、昨廿三日夜八ツ時頃盜賊忍入前書之品々紛失仕候に付申出候此段奉申上候以上

辰九月二十四日

町年寄

瀧澤民之助

問屋

瀧澤助右衛門

御奉行様

の届出があつた。而して十一月には、伊那縣より、近頃盜賊が諸所を横行し、人民を悩ますのは、皇化四方に及ぶ今日、捨て置きがたい。故に嚴重に取締るやう執り計はれたい、と各藩へも達した所を見ると、何處にも盜賊が盛に横行したのであると思はれる。伊那縣より申達しに就き、上田藩より領分内の在町役人等に、申觸れた達は次の如である。

盜賊に付伊那縣
の達示に付
田藩の諭達

近來盜賊横行致惱_ミ人民_ニ候段_ニ皇化洽及之折柄難_ミ捨置_ニ事に付、嚴重取締方可_ニ執斗_ニ旨今般伊那縣より御達に付、町方問屋年寄在中割番庄屋に盜賊取締方申付候、篤と申談不取締無_レ之様入念可_ニ致且博奕之儀は嚴重御制禁有_レ之候處兎角心得違の者も有_レ之始終御厄介筋不_ニ相絶_ニ以之外之事に候、右者獨り遊情に流候而已に無_レ之、詰り所持之田宅家産を失ひ身の置き所なく、所々無賴之徒と相交り候所よ

り右等之徒も立入候様相成、自然不取締之基にて不_ニ容易_ニ儀に付、是又改めて一同の者へ右の取締申付候、苦心得違之者有レ之候は_ド無_ニ用捨_ニ早々申出、時宜次第は取押候ても不_レ苦候、萬一事情に泥み小事とのみ心得、彼是斟酌等有レ之候義にては不_ニ相濟_ニ事に付、銘々組々村々町内限り、申談取締向嚴重相立候様可_レ致事

藩治職制

第二章 藩治職制

明治元年三月十四日五條の御誓文

五條の御誓文

一廣く會議を興し萬機公論に決すべし
一上下心を一にし盛に經綸を行ふべし

一官武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す
一舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし

一智識を世界に求め大に皇基を振起すべし

公布せられ、同年閏四月二十七日には、此御誓文に基き政體職制の改定が太政官より發布となり、其中に「各府各藩各縣其政令を施す亦此御誓文を體すべし」として、府縣は其官吏の定員、及び其職掌を定めたが、藩に就ては何等規定する所なく、從來に任せ、たゞ其政を行ふに當り、御誓文の意を躰すべきを命じたのみであつた。

(参考)當時府と稱したのは、江戸、京都、大坂、長崎、奈良、山田度會、甲斐、箱館、新潟であつた。明治二年に東京、大坂、京都の三府とした。

然るに國內各藩は、其職制區々で、府縣の其れと同一でなく、不都合の點があつたので、同年十月二十八日太政官布告を以て、藩治職制を發布した。即ち次の如し

府藩縣三治一致

天下地方府藩縣の三治に歸し、三治一致にして御國体可ニ相立、然るに藩治の儀は、從前各其家の立つる所に從ひ、職制區々異同有レ之候に付、今後一般同軌の御趣意を以て、藩治職制大凡別紙之通可ニ相立ニ旨被ニ仰出ニ候事

藩治職制

藩治職制

一制札は其藩より掲示の事

一村々役人進退共都て其藩にて可ニ取計一事

一宗門人別帳は村々より直に其藩に可ニ差出一事

一年貢の儀は年々其藩にて取極め可ニ相達一事

一村々へ夫役用金等地頭より勝手に申付間敷事

右之外政務に關係致候儀は悉皆藩々に於て指揮可致、全府藩縣同一治の御趣意奉ニ体認、彼我の別無く可ニ取扱ニ旨御沙汰候事

執政

執政無定員

掌体ニ認朝政ニ輔ニ佐藩主ニ一藩紀綱政事無レ不レ總

參政

參政無定員

掌參ニ政事ニ一藩庶務無レ不ニ與聞ニ

公議人

掌奉ニ承朝命ニ代ニ國論ニ備ニ議員ニ

一執政參政は藩主の所任と雖も從來沿襲の門閥に不レ拘、人材登庸務て公舉を旨とし、其人員黜陟等時々太政官に達すべし

一執政參政の外兵刑民事及庶務の職制其藩主の所定と雖も、大凡府縣簡易の制に准じ一致の理を明にす

べし

但職制一定の上は之を冊にして太政官に達すべし

一藩主の側ら從來所置用人等の職を廢し、別に家知事を置き、敢て藩屏の機務に混ぜしめず、専内家の事を掌らしむべし

一公議人は執政中より出すべし

一大に議事の制を立てるべきに付、藩々に於ても各其制を立つべし

此布告に準由して、各藩皆藩治職制を定めたが、御誓文の中にも、其第一に於て、廣く會議を興し、萬機公論に決すべしとあり、又此布告中にも、大に議事の制を立つべきに付、藩々に於ても、各其制を立つべしとの項があるので、各藩皆之を重視し、或は議事所、或は議事局、或は集議所、會議堂等の名を以て、議事を重んずる職制を立てた。我上田藩に於ても亦議政堂を置いた。此當時藩主忠禮在所上田に在つたので、此職制々定には、其意見が顯はれたものと思はれるが、議政の事に就ての規定中に「藩主執政共に議員の正議を容れざるは時、議院の權より一藩の會議を起し、廣く輿論公議を探り、至理に歸する所のものは、乃ち之を施行し、藩主と雖も、容易く之を動かすことを得ざるべし」と云へる如きは、或は赤松小三郎の思想の影響を受けたものではなからうか。此時制定發表した上田藩の藩治職制は、左に記す如きものであつた。

藩治職制

先般朝廷五ヶ條の御誓文を御目的に被^レ遊、更始の御政体御創立相成、天下之府藩縣三治に歸し、御國體御更張被^レ遊度旨を以て、藩治職制御變革之儀被^ニ仰出^一候、右者全舊來の陋習を一洗し、御誓文の條理天下に貫徹被^レ爲^レ在度御趣意に付、御布令の件々謹で奉戴政体左之通り改正候事

政体

四議政施政の二堂
四廳を管す

一藩治の体裁を議政施政の二堂、及び四廳各司と定め、二堂以て四廳を管し、四廳以て各司を分督せしめ、藩主自ら二堂を巡臨し、藩務を聽知し、勵精知を圖るは、即從前尊重繁雜の弊を一洗し、誠意職を奉じ、躬を以て下を率る所以なり。

學校を二堂の下に置くは、教化の源は政治の本づく所、文武にあらざるよりは、德を成し材を達する

政教一致

決議の全權は議政堂に在り

一學校を二堂の下に置くは、教化の源は政治の本づく所、文武にあらざるよりは、德を成し材を達するなし、其れ之を重する所以なり。今や藩主躬自ら學柄を攬り、特リ成を費官に責めざるものは、政教一致二ツならざるを示す所以なり。

一堂廳各司を設け、事務を分課すと雖も、決議の全權を議政堂に歸し、凡藩主より庶人僧侶に至る迄の輿論正議、一ツ此に總括せざるはなし、政本をして合一ならしめんが爲なり。夫藩主より心を虛して、輿論正議を容れ、執政よく藩主をして輿論正議を聽受せしめ、議員よく公論議議を竭盡す、之各其職任の當然を盡す所以なり。然るに若し執政議員、藩主の威權を犯すことある時は、之を廢するの權固より藩主に在り。議員にして、藩主執政の然りとする公論を拒むものあれば、之を廢し別に議員を起すべく、藩主の輿論正議を聽受せざること數々なるは、責執政に在り、宜く之を廢し別に選舉を行ふべし。藩主執政共に議員の正議を容れざる時は、議院の權より一藩の大會を起し、廣く輿論公議を探り、至理に歸する所のものは、乃ち之を施行し、藩主と雖も容易く之を動かす事を得ざるべし。豫め此規則を掲ぐるものは、上下をして勵精奮發、各其職掌を永續せしむる所以なり。

一官等の制を設けて九等となし、一藩の士貴族門閥より庶士に至る迄、文武の職員に入らざるもの、總て第七等八等に在るを以て常とし、其才絶群なれば、舊來沿襲の門閥に拘らず登用し、其到る處を限るべからず。今此制を期め、上は門地沿襲の弊なく、下は遺賢在野の謗なからしめ、上下各其才力を磨勵し、以て國用に供せんと欲せしむるものは、門閥に不拘登用、務て公舉を旨とすべきの御布令を遵奉し、人材生育の地を爲す所以なり。

官等を九等となす

一兵士の當等を七等八等に定め、六等以上を職等と爲すを以て、故ありて職事を免ずるものは、功過を照し公論を盡し歸等の差別各科あり。

但官等の制六等以上を職等と爲すと雖も、從前其等に在る者俄に之を改めず、厚きを存する所以なり。爾後は功勞あると、材德其器に當るにあらざれば、職等に在ることを得ず。

一九等一官中別に職務の階級を設け、嚮導裨官を上席とし、下巡視之に次ぐ、諸藝教授及諸廳書算之に次ぐ、筆生又之に次ぐ。兵卒使部を一級とし、之を九等兵卒の定等とす。出仕及び就職の早晚に從て班列を定む。筆生以上故あつて職務を免するもの、六等以上の例に從ふ。

但改革の初、從前の階級あるもの、又存して不レ改、獨り嚮導裨官を上席と定むるの外、餘皆現在の階級を照して班列を定む。爾後の例六等以上の例の如し。

官員三年を以て交代す、公選の法止むを得ざる時は、疎を戒み踰へ賤をして貴に踰へしむ、尤も慎まずんばあるべからざる處、宜しく公議謹論を盡し、三分して其二に從ふべし。然れども猶從ひ難きは、更に再議を發し、反覆討論して其二に從ふべし。時に或は一藩の大會を設け、入札の法を用ひ、同議三分の二に出づるを探ることあり。

但今後初度交代の時、其一部の半を残し、一年を延して交代す。斷續宜を得せしむるなり。若し其人衆望の所屬あつて難い去者、猶數年を延さざるを得ず。

規則

藩主自ら二堂に臨む

一議施二堂及諸廳共に毎朝辰牌堂に上り、公自ら二堂に臨み萬機の庶務を商議施行し午牌に退くを常とす。時に大議あるは此例にあらず。

但事の留滞なきを主とす

一諸願伺諸届及議事進達等は已の刻に過くべからず

但臨時至急の事件は此限にあらず

一 堂廳司局の議事宜しく大小緩急を分別し大急を先とし小緩を後にすべし。而して議事毎に末官説を發し次第に上官に及び討論公平威權下を壓するの弊なかるべし。

一 議事決定せざれば餘議を議せず

但臨時の急議は此例にあらず

休日 每月一六休日之事

但五節登賀及遷所守衛等從前の通りの事

官職

議政堂 上下二局に分つ

上局
議政堂 上下二局に分つ

議政堂 上下二局に分つ

上局

政体の創立法制の造定、機務の議決、賞罰の當否、職任の遴選凡一藩治教の關する處、百事論決皆此堂に係く

議長 朝政を体認し藩主を輔導し治教の諸議を總判する事を掌る

副議長 議長の所掌に參判す

公議人 朝命を奉承し、國論に代り、議員に備はるを掌る

判事 議事に參與し顧問に備り下局の判事と協同し建議に忌諱なからしむる等の事を掌る

議官 三等の官以上出頭して議事に與る時は之を上局の議官とし下局に區別す

史官 文案を勘署し、事を受けて上抄し、往事を記し掌故に備る事を掌る

筆生

下局

公議する所上局と異なる無しと雖も、廣く庶民に至る迄を選舉するを以て、特に生産、興利、錢穀出納、及び庶民賞罰等の如き、專之を議せしむる事、皆此堂に係る。

判事 議事を管轄し、よく議員の意を議長に達し、上局の判事と協同し、建議に忌諱なからしむべし、又雷同することなく、固執するなく、勉めて公平正大なならん事を要するを掌る

議員 政治の得失、法制の可否一切議せざる所なし

施政堂

王事の奉承、列藩の交際、政度禁令の設施、士民の撫御、職員の選舉より凡政道の樞要、經濟の事務を施行する事、總て此堂に係く

執政 參政

執政 朝政を體認し、藩主を輔導し、一藩の事務を判し、政令を施行するを掌る
參政 執政の所掌に參判することを掌る

家知事

家知事 内家の庶務を幹理し、君徳を涵養し、内外を一体にする等の事を掌る

判事

判事 政令を布告し、諸願を執達し、殿中の庶務を判断する事を掌る

公用人

公用人 公務を幹理する事を掌る

筆生

史官 朝廷の奏狀、一藩之布告、他邦往復の文書を草し、往事を記し、掌故に備はる等の事を掌る。

守辰

守辰 朝廷の奏狀、一藩之布告、他邦往復の文書を草し、往事を記し、掌故に備はる等の事を掌る。

學校

教化を宣へ、文武を興し、人材を育する等の庶務總て此譽に係く

總裁

贊政を總判する事を掌る

督學

贊政を參判する事を掌る

助教 總裁を助け寰中の諸政を判断する事を掌る
學監 學則を執り、勤惰を監督し、兼て學政に與聞し、寰中の諸務を掌る

史官

筆生

明倫堂

明倫堂

經義致事の諸課を設け、徳を成し才を達し、人倫を明にし皇道を輔翼する等の事を講究する皆此堂に係く

寮長 講寮の學課を督する事を掌る

講習寮

教頭 生徒の會講を總べ、疑問を解き、入徳の路を開く事を掌る

教授

教授 生徒に句讀を授け、學業を獎勵する事を掌る、凡諸寮諸局教頭教授各員生徒を訓導する其當課により、或は讀書講究を主とし、或は技術演習を主とすと雖も、總て諸生をして其業に長進勉勵せしむることを要す。以下職名の下盡く錄せず

數學寮

教頭 教授あり

醫學寮

教頭 教授あり

洋學寮

教頭 教授あり

責過寮

演武場

教頭 教授あり

演武場

教頭 教授あり

兵法を講じ、武技を磨し、心膽を練り才力を逞する等の事を學ぶ皆此場に係く
局長 諸局の學課を督する事を掌る

兵學局

教頭 教授あり

兵學局

教頭 教授あり

擊劍局

教頭 教授あり

砲術局

教頭 教授あり

鼓吹局

教頭 教授あり

馬術局

教頭 教授あり

民政廳

管五司

教化を教くし、農商を勧め、人民を繁育し、生産を富殖し、租稅を收め、賦役を督し、賞罰聽訟等、
凡民政の庶務を總判すること皆此廳に係く

領事 庶務を總領することを掌る

判事 領事を輔佐し、廳中一切のことを判断することを掌る

書記

事を受けて上抄し、文案を勘署し、往事を記し、掌故に備り及び部内の布告掲示等の事を掌る

社寺司

判司事

社事司

判司事 部内の神社寺院の事を糾判し、及諸願書等を執達することを掌る

書算

租稅司

判司事 部内の租稅を收め、生産を殖する等の事を糾判することを掌る

租稅司

庶務 司事を助け司中の庶務を分掌す

判司事

書算

驛遞司

判司事 部内の驛路を督し、賦役を糾判することを掌る

書算

山川司

判司事 山林川澤を治め、堤防橋梁池塘道路の修繕等の事を掌る

書算

聽訟司

判司事 部内の聽訟斷獄賞罰等を糾判し、兼て捕縛禁錮より牢獄の取締を管する事を掌る

庶務 司事を助け、司中の庶務を分掌す

書算

會計廳

金穀の出納、秩祿の分給、土木の營繕用度商法等の凡量入制出の事を總判する皆此廳に係く

領事

領事 廳務を總領することを掌る

判事	領事を輔佐し、廳中一切の事務を判断することを掌る
書記	事を受て上抄し、文案を勘署し、往事を記し掌故に備はる等の事を掌る
筆生	
出納司	
判司事	金錢米穀の出納及諸雑品を分給することを掌る
庶務	判司事を助け司中の諸務を分掌す
倉稟司	
判司事	米穀を司り、秩祿を分つことを掌る
書算	
營繕司	
判司事	城寨廳舍倉庫等總て土木の營繕及諸什器造作等の事を掌る
庶務	判司事を助け、司中の諸務を分掌す
書算	
用度司	
判司事	諸局へ配當する雜什を糾明することを掌る
書算	
商法司	
判司事	時を相し勢を察し、土宜を鬻き上下を利潤する等の事を糾判することを掌る
庶務	判司事を助け司中に庶務を掌る
書算	
判司事	
商法司	
判司事	
判司事	

軍務廳 管五司

一藩の武備兵制より、兵器備具に至る迄、凡大小の戎務を總判すること皆此廳に係く
領事 騰務を總領することを掌る

副領事 騰務を參領することを掌る

判事 領事を輔佐し、廳中一切の事務を判斷することを掌る

軍監 戎務の一切を監察することを掌る

史官 事を受て上抄し往事を記し、掌故に備はることを掌る

筆生

鄉兵司

判司事 農兵を製することを掌る

書算

築造司

判司事 砲台、胸壁、及野營宿陣等のことを糾判することを掌る

書算

馬政司

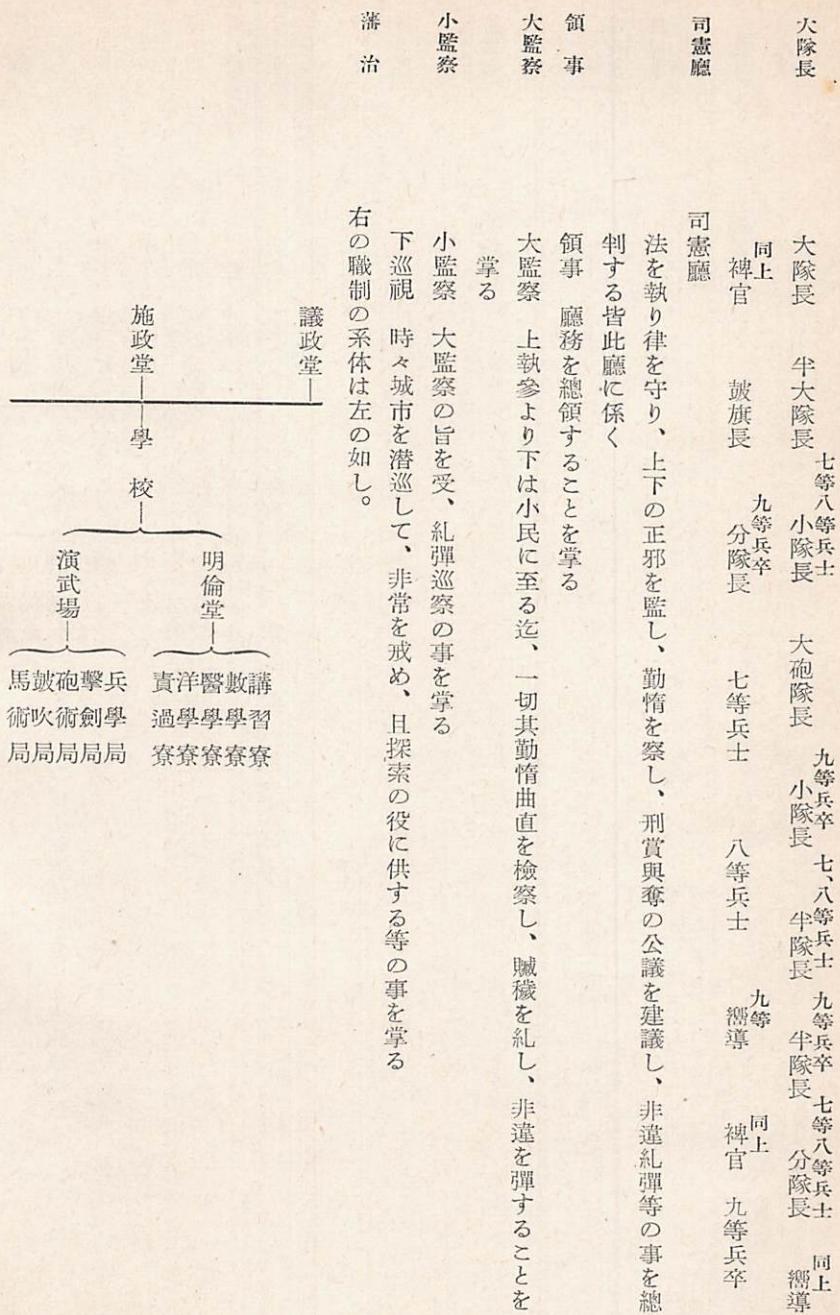
判司事 閑厩一切の諸務を糾判することを掌る

書算

輜重司 判司事 糧食及軍資の積算、其他戰陣要用の什器を豫備することを糾判することを掌る

判司事

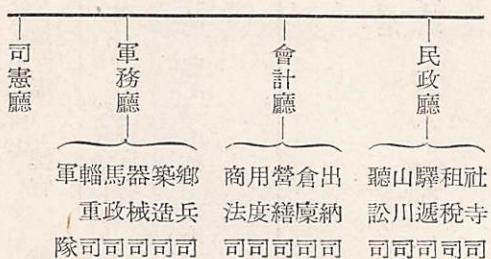
書算



官等表

官等

第一等官 議長、執政、總裁 領事、大隊長		從前以上家
副議長、公議人、參政 督學、副領事、半大隊長、大砲隊	從前の中	第二等官
知家事七等八等 小隊長 大砲隊	從前の用 人大寄合	第三等官



第四等官	新に此等を置く	第五等官	從前物頭より番格に至る
判事、公用人、助教、軍監		學監、寮長、局長	
九等兵卒 小隊長		九等兵卒 半隊長	
七等八等兵卒 半隊長	大監察	七等八等兵卒 分隊長	
第六等官	從前留守居より獨 禮席に至る	第七等官	從前寄合席より中 小性格に至る
寮局 教頭	寮局 教授	史官 判司事	九等兵卒 分隊長
七等八等兵卒 繩導 同上	七等兵士	第九等官	九等兵卒 支配に至る
第八等官	從前の徒士より徒 士格に至る	繩導、裨官、下巡視、書算、諸藝教授、筆 生、兵卒、使部	
筆生、教授助、書記、庶務、八等兵士、小 監察八等上席	監察に班す		

此餘臨時補ふものは略之

表外職員

京坂邸管事

京坂邸管事 三等官

兩邸の事務を管理することを掌る

京坂邸判事

京坂邸判事 六等官

邸中一切の庶務及監察會計等の事を糾判し、兼て先公廟祀の事を掌る

同庶務 七等官

使部九等官判事を助け邸中の庶務を掌る

返習頭 五等官

君側に陪從し事に因り類に觸れ、君徳を培養し、且左右の諸員を率勵する等の事を掌る

納戸 七等官

文武講習の事に陪伴し、兼て左右使令に供することを掌る

二公子侍讀 七等官

藩治當時の官員

議政堂 [上局]、議長、師岡主鈴、藤井求馬之助。副議長、大井吉次郎。公議人、瀧澤省吾。議官、喜多

島市之亟、岡部志摩允。判事、恒川才八郎、山村太八郎、櫻井純藏。史官、糸我莊治郎、山崎良助、

湯淺久助。筆生、石原卯一郎、犬飼顯藏。

[下局] 議員十四名、外村豊次郎、栗山觀吾、鈴木三九郎、土屋右衛門作、加藤彥五郎、矢野甚右衛門、寺島平藏、宇野保太郎、中澤哲次郎、齋藤鍼之亟、切田善左衛門、荒井經一、小林誠一、齋藤靜之助。

施政堂

執政、師岡主鈴、大島平太夫、久松新五左衛門、藤井求馬之助、掛山政右衛門、鈴木織衛。參政、大井吉次郎、山本市右衛門、山口平太郎、太田十郎右衛門。家知事、恒川才八郎。判事、瀧澤民之助、横田地登之助、栗山觀吾。公用人、岩間半彌、同助、船越精一郎。

史官、寺田市兵衛、野原敬助、寺田市太郎、古松仁太夫、石原五郎右衛門、芦田觀司、宮下助三郎、北村銀之助。筆生十名。

學校

總裁、大島平太夫。督學、山口平太郎。助教、恒川才八郎、櫻井純藏、吉田惣之助。學監、小林鈴次郎、高瀬七良左衛門。日下部仁右衛門、早川利藏、鈴木三九郎。

寮長(欠)局長高瀬半九郎。

講習寮教頭、山田格太郎、稻垣多門多、森田雄之丞、山口鉄次郎、神尾新一郎、彦坂一郎、川邊文次郎、字野保太郎、村瀬藤太夫、湯淺久助。

教授、十四名。史官教授助九名。筆生三名。

數學寮 教頭、竹内善次郎。教授三名。

醫學寮 教頭、殘井玄瑞、布施祐順、伊藤常安、勝俣東安、金子宗元、香山杏林。教授二名

洋學寮 (教頭缺) 教授四名。四方田辰三郎、坂巻淳之進、勝俣東安、芦田柔太郎兼譯書校訂。

素過寮 欠

員外 漢籍校訂 加藤彥五郎

兵學局 教頭、上野健藏。(教授缺)

擊劍局 教頭、尼子觀藏外五名。教授四名教授助一名。

砲術局 (教頭缺) 教授三名。

鼓吹局 教頭、木村競、笈川久太。教授六名。教授助三名。

馬術局 教頭、門倉傳次郎、藤森東一郎。教授一名。教授助一名。

民政廳 領事、久松新五右衛門。判事、喜多島市之丞、小島友之助、都筑壯之進書記三名。

社寺司及聽訟司 判司事、小川武治郎外二名。庶務二名。

租稅司及驛遞司 判司事、糸我泰藏外二名。庶務二名。

會計廳

會計廳 領事、久松新五右衛門。判事、小島友之助、相馬兵右衛門、成瀬孫太夫。書記一名。

出納司 判司事、田畠清右衛門外五名。庶務十名。

倉廩司 判司事、瀧澤秀右衛門外二名。

營繕司 判司事、柳原鐵之助外一名。庶務三名。

用度司 判司事岩崎門彌。

商法司 判司事、出納司の判司事兼務、横關藤太夫。庶務一名。

軍務廳 領事、掛山政右衛門。副領事、太田十郎右衛門。判事、外村豊次郎、三刀谷小膳、櫻井純藏。

史官二名。筆生一名。

軍監 臨時命之

器械司 判司事足立武太夫外三名。

馬政司 判事門倉傳次郎外二名。庶務一名。馬醫一名。

司憲廳

司憲廳 領事は執政兼務。大監察山田實兵衛、成田助九郎、加藤辨之助。小監察六名。

半大隊長大井吉次郎、太田十郎右衛門、小隊長藤井鉢太郎、大島平太夫、久松小源太、松平隼人、岡部志摩允、山村太八郎、外村豊次郎、大橋總吉郎。豫備小隊長木村用之助、三刀谷小膳。

示議政堂最初の達

諸職任命ありし直後、議政堂よりの達示は

今般議政堂御開之儀は、廣く公議を探り、御藩政被爲し建度御趣意に付、何事に限らず存寄の見込有し之面々は、書面に致し、議政堂會日同處へ可ニ差出候事

但面々之職務當然之儀は、兼て申達し置候通、其筋江申出評論を加へ、猶難レ決義は議政堂之公議に附し可レ申事

此は議政堂の設置が、五ヶ條の御誓文中、廣く會議を興し萬機公論に決すべしの御趣旨に據り、藩政

施政堂達示

に於ても、公議輿論を重んずるを知らしめたものである。施政堂の達示は、

此度御一新之御趣意を奉ぜられ、諸事御變革被仰出一度付ては、下々の情意御承知被爲在度、依レ之海野町間屋前御高札場側に目安箱さし出し置候間、善き事惡しき事何事によらず、御爲筋と心得候儀并銘々情意之上通しがたき事あらば、無遠慮書付に致し、名前之下江男子は印形、婦人は爪印を据へ、上封いたし各箱之中に入置可レ申、衆議之上、至當之御處置可レ有レ之候。尤無銘無印之書は燒捨候間其旨兼て申聞置候事

七月

施政堂

下情上達は爲政上最も必要な事で、下情に通ぜざる施政は却て民の害となる事が多い。今此點に留意して此法を行つたのは、施政堂最初の施政としては、其宜しきを得たものと謂ふべきである。

役所名は明治三年三月廿七日、藩の公解は藩廳と稱するに定つたので、廳の字を用ゐし名は之を局に局の字を用ゐし名は之を舍と改めた。即ち民政廳を民政局に兵學局を兵學舍と改稱した如である。

版籍奉還

第三章 版籍奉還

第一節 版籍奉還の先唱者

版籍奉還の先唱者酒井忠利

明治元年十一月播州姫路藩主酒井忠利は家老河合屏山の議を用ひ、藩の名稱を府縣と改めんことを、翌十二月には列藩の土地人民を朝廷に收め、之を府縣として統一せんことを建議した。然し朝廷は考ふる所ありしと見え、直ちに御聽許には成らなかつた。翌明治二年正月二十三日、長州藩主、毛利敬親、

薩、長、の、版籍奉
四藩主、佐、
還奏請

薩州藩主島津忠義、佐賀藩主鍋島直大、土佐藩主山内豊範の四人、連署上表して版籍奉還のことを請ふた。

臣某等頓首再拜謹で案するに朝廷一日も失ふべからざるは大體なり、一日も假すべからざる者は大權なり、天祖肇て國を開き基を建て給ひより、皇統一系萬世無究普天率士其有に非ざるは無く、其臣に非ざるは無し。是大軀とす。且興へ且奪ひ爵祿以て下を維持し、尺土も私に有すること能はず。一民も私に攘むこと能はず。是大權とす。在昔朝廷海内を統馭する一に此に由り、聖躬之を親らす。故に名實並立て天下無事なり。中葉以降綱維一たび弛み、權を弄し柄を争ふ者、踵を朝廷に接し、其民を私し其土を攘むもの天下に半し、遂に搏噬攘奪の勢成り、朝廷守る所の體なく、秉る所の權なくして、之を制駁すること能はず。姦雄迭に乘じ、弱の肉は強の食となり、其大なるものは十數州を併せ其小なる者猶士を養ふ數千、所謂幕府なる者の如きは、土地人民を擅に其私する所に頑ち、以て其勢權を扶植す。是に於て乎朝廷徒に虛器を擁し、其鼻息を窺て、喜戚を爲すに至る。横流の極滔天回らざるもの茲に六百有餘年。然れども其間往々天子の名爵を假て、其土地人民を私するの跡を蔽ふ、是固より君臣の大義、上下の名分萬古不拔の者あるに由るなり。方今大政新に復し萬機之を親らす、實に千歳の一機、其名ありて其實無るべからず、其實を擧ぐるは、大義を明にし名分を正すより先なるは無し、嚮に徳川氏の起る古家舊族天下に半す、依て家を興すもの亦多し。而して其土地人民之を朝廷に受くると否とを問はず、因襲の久しき以て今日に至る、世或は謂らく是祖先鋒鏑の經始する所と、吁何ぞ兵を擁して官庫に入り、是死を犯して獲る所のものと云に異ならんや、庫に入るものは人其賊たるを知る、土地人民を攘奪するに至ては天下之を怪します。甚哉名義の紊壞すること。今や不新的治を求む、宜く大體の在る所大權の繋る所毫も假すべからず。抑臣等居る所は即ち天子の土、臣等牧する所は天子の民なり、安ぞ私に有すべけんや。今謹で其版籍を收めて之を上る。願くは朝廷其宜に

處し、其與ふべきは之を與へ、其奪ふべきは之を奪ひ、凡列藩の封土更に宜しく詔令を下し、之を改め定むべし。而して制度典型軍旅の政より、戎服機械の制に至るまで、悉く朝廷より出で、天下の事大小となく皆一に歸せしむべし。然後に名實相得始て海外各國と並立すべし。是朝廷今日の急務にして、又臣下の責なり。故に臣等不肖謫劣を顧みず、敢て鄙哀を獻す。天日の明幸に照臨を賜へ、臣等誠恐誠惶頓首再拜以表

之に對し優詔を賜ひ、東京再幸の後、公議を以て決すべき旨を告げ給ふた。是に於て列藩此事を聞き、相踵いて之れに倣ふ者甚多かつた。

第一節 上田藩の版籍奉還

上田藩の版籍奉
還 奏請狀

上田藩は三月二日を以て書を上り、封土人民の奉還を奏請した。

今般

皇政御一新萬機

御親裁に出候儀質に千載之

御盛舉興奉レ拜候頃日天下大小侯伯追々右奉ニ

御趣旨版籍返上之儀建言仕候趣竊に傳承仕公明之至論申迄茂無ニ御座ニ固より小臣忠禮同意に御座候依レ之速に封土人民奉還仕度奉ニ懇願ニ候此段宜御執奏被ニ成下ニ候様奉ニ願上ニ候誠恐誠惶頓首敬白

三月二日

松平伊賀守 花押

辨事

御中

左に参考として三月廿三日奉還願書を奉呈した、松本藩の者を記して置く。

松本藩の奏請狀

大政御更始萬機聖斷に被レ爲出四海刮目至治の化を仰ぎ實に再すべからざるの御時節と奉レ存候臣光則弊邑に僻在し傳承仕候處諸藩追々藩籍返上之儀奉レ願候趣確當之義と奉レ存候蓋弊藩は區々の小邑固より赫々諸藩と比肩仕るべきには無ニ御座候へ共、領する所は即ち皇民皇土に非るは無ニ御座候へば此儘敢て私するの義無レ之候故謹で土地人民藩籍を奉還奉レ仰ニ聖裁一度奉レ願候誠惶頓首謹言

明治二年三月

戸田光則

(松本市史)

上田藩主忠禮は願書奉呈の後、三月九日家中の者悉く屋形に招集し大廣間入側に詰めさせ、忠禮出座の上右筆山崎良助をして次の書付を読み聞かせ、版籍奉還の次第を告げ、我が忠孝至誠の意志より出たる此舉に對し、異論ケ間敷き事無きやう諭告する所があつた。

皇政御一新以來、中古沿襲之舊習を一洗し、萬機御宸裁に歸し、本末名分明に相立、萬民恩恤の御趣旨御誓文に相著はれ、上下遠近となく、一意遵奉誠に公明正大之御政体、我等に於て謹承奉戴、追々、國政改革聖意繼述致居候處、今般東京より確報有レ之、天下大小之侯伯舊來有する所の土地人民は、之を朝廷に受ると雖も、其名ありて其實無く、且列藩治法各其趣を異にし、猶未だ御政体の純一ならざるを知り、版籍を收めて之を奉還し、新に聖斷を仰ぐ事を願ふ者、往々有レ之趣、實に至當之公論如レ是にして初て海内同輒、綱紀整齊皇國之御盛運、此一舉に挽回致し候儀と存候得者、我等深く致同意候、依レ之斷然意を決し、謹で御代々様御神靈へ告奉り、版籍奉還之儀京都へ奏聞致候。是全く天朝及び御代々様へ對し奉り、忠孝之大道無二之誠心に發し候儀にて、更に他事無レ之候。何れも我等心中了得致し、公平至誠に心を措き、聊も異論ケ間敷儀無レ之、夫々の立場相守り可レ申候。

三月 日

(御布告留)

版籍奉還の事を以て、天朝及歴代の神靈に對し、忠孝の大道無二の誠心に發したるものにて、更に他

版籍奉還は天朝
及び御代々様
對し忠孝無二

事なしと言ふ、此心事の高潔なるに感激し、誰一人異論を唱へる者は無かつたであらうと想はれる。蓋し此際の諭告としては、上乗のものであらう。此諭告と同時に重職をして家臣等の中に版籍奉還と云ふ文字の意味に泥み、尤早今日迄の職事に就ては其實は無いものと考へ違をしたり、又今後の身の落着方を講じて、家財道具の取片付などする、心得違の無きやう戒告せしめた。

家臣等への戒告
今般御奏聞之義、重大之御事件に候得共、何れも篤と天下の大勢を通觀し、固陋の管見を去り、正大之御規模を奉仰事に候申迄も無レ之候得共、萬一版籍奉還等の文儀に相泥み、尤早藩屏之御重任は御返上之儀と相心得、文武の勤に怠り、又は身元落着の手段を考へ、家財を片付致候等の心得違等有レ之候ては、以ての外之事に候。假令朝裁如何に出候とも、一日藩屏之任に有レ之候得者、一日の責を盡し候義、固より當然の事理に候得者、愈以て文武勤學相心掛聊動搖之振舞有レ之間敷様、急度被ニ仰出二候事

明治二年三月

三月二日奉呈した奏請に就き、藩主の上京を命ぜられたので、藩公は四月二日在所上田を出發し、同月七日東京に着し翌日直ちに着京の旨を届け出でた。辨事役所よりの達に依て、同月十九日已刻參朝した所

示行政官よりの達
今度土地人民版籍奉還可レ致之旨及建言候條全忠誠之志深叡感被ニ思食二候尙會議を經公論を被レ爲竭何分之

御沙汰可レ被レ爲在候得共版籍之儀は一應取調可ニ差出一旨被ニ仰出二候事

四月

行政官

との御沙汰を拜し、退下の後、三條右大臣に御禮申上げて歸邸した。其後上田藩領地租稅錄、上田藩主家族並家臣人別取調書、封内村高數人別取調書、社寺除地取調書、支配地總繪圖等を提出した。六月十

八日辨事役所より、明十九日垂直着用已刻參朝あるべき旨達せられたが、忠禮病の故を以て師岡主鈴代理として參内した。右大臣三條實美より

松平忠禮上田藩
知事仰付けらる

上田藩知事被仰付候事

明治二年己巳六月

太政官印

松平伊賀守

松平伊賀守

今般版籍奉還之儀に付深く時勢を被レ爲察廣く公議被レ爲採政令歸一之思召を以て言上之通被開食候事

六月

行政官

知事の家祿

の二通の辭令を下げる渡され、家祿として所領現石の十分一二千二百八十石八斗一升餘を給せられた國債
寮秩祿簿

今迄は江戸徳川將軍家より、所領を宛行はれて之を私有し、一意幕府の命是れ奉じ、將軍あるを知て天子あるを知らざる有様なりし諸大名も、錦旗一たび動けば、其向ふ所忽ち打靡き、將軍家の如きも、七十萬石宛行の一列侯と變するに至つた事實を目撃して、漸く我國軀の本義を曉るに至り、茲に版籍奉還の奏請となり、奏請御聽許の後は、朝廷より給與の家祿を受け、藩内の社祠、戸口、名籍を知り、士民を字養し、教化を布き、風俗を敦くし、租稅を徵收し、賦役を督し、兼て藩兵の事を管する、朝廷任命の官吏と替つたのである。かくして、朝廷の藩治に干渉する度は漸次加つた。けれども諸藩は皆銳意朝旨を奉じたので、封建の制は次第に壞滅の途を辿て進む状態であつた。我上田藩の如きも、此大勢の下に動いたのである。

七月二日辨事役所より上田藩知事忠禮に、明後四日辰半刻直垂着用の上、參朝すべきを達せられたの

藩主に歸藩を許す

で、同日參内したところ、主上の御前に於て
大政御諮詢之爲め會同之儀苦勞に被^ニ思召^ニ候、先達て來御下問之件々尙御參酌之上、追々施行可^レ被^レ
爲^レ立候、此度歸藩被^ニ仰付^ニ候間、各御趣意を奉戴^ス軒し可^レ盡^ニ職任^ニ旨御沙汰候事
と右大臣三條實美より読み渡され、猶辨事より歸藩出發日限の事に付て達する所があつて後退下した、
退下の後自分名札の上に奉拜龍顏天盃頂戴且又上田へ歸藩被^ニ仰付^ニ冥加至極難有仕合奉存候右御禮參上仕
候と認めて、三條右大臣及び辨事の許に御禮言上の上歸邸した。而して八月十一日東京發足同十六日在
所上田に歸着した。其翌十七日百姓の一揆強訴の件が起り領内騒擾を極めた、此事は騒動の部に詳記す
る。

第四章 版籍奉還後の上田藩

第一節 版籍奉還後の上田藩廳

版籍奉還後、明治三年八月上田藩より、太政官に差出した、藩廳の制、職給、口分給等は次の如くである。

藩廳

大參事一人權大參事三人少參事五人權少參事三人判事六人内兼務一人右史一人兼務公用人二人史官五人筆
生三人使部長卒、三人使部卒、十八人 メ五拾人

議事院

議長一人兼務副議長一人兼務議官一人兼務判事四人内一人兼務史官一人筆生二人議員二十二人内兼務十九人
メ三十二人

學 校

總裁一人兼務督學一人兼務助教五人内兼務二人學監七人書記三人筆生卒三人使部卒八人

明倫堂 寮長一人

講習寮 教頭八人内兼務三人教授三十六人内兼務二十人教授助七人内兼務五人

數學寮 教頭一人教授二人

醫學寮 教頭六人教授二人

洋學寮 教頭一人教授三人

幼生寮 教頭十三人教授十三人教授手傳二人教授手傳卒七人

演武場

長

兵學舍 教頭二人

擊劍舍 教頭五人内兼務二人教授二人内兼務一人教授助一人兼務

砲術舍 教頭二人教授三人

鼓吹舍 教頭一人教授一人教授助一人

馬術舍 教頭二人

柔術並捕手 教授三人諸藝術教授卒七人

メ百五拾人

民政局

第二紀 第三篇 版籍奉還後の上田藩廳

領事一人兼務判事二人書記三人書算卒七人内兼三人筆生四人内兼二人

社寺司 判司事三人庶務一人

驛遞司 判司事四人内兼二人

山川司 判司事五人内兼二人庶務三人

聽訟司 判司事三人庶務五人捕亡卒十三人内兼二人

メ五十七人

會計局

領事一人兼務判事二人書算卒七人使部卒六人内兼務二人

出納司 判司事五人庶務八人司金三人

倉廩司 判司事三人書算卒二人

營繕司 判司事二人庶務二人書算卒四人使部卒五人

用度司 判司事一人庶務四人

商法司 判司事二人内兼一人庶務一人庶務手傳卒一人飛脚方卒十人

メ六拾八人

軍務局

總管一人兼務副總管一人兼務參謀一人軍監四人史官三人内兼務二人筆生三人内兼務一人書算卒五人使部卒二人

器械司 判司事五人内兼務三人庶務一人兼務銃工一人銃工卒二人

馬政司 判司事一人書算卒三人

輜重司 判司事三人皆兼務

司憲局

兵隊 小隊長三人砲隊長一人兵卒小隊長七人半隊長兵卒半隊長 分隊長 兵卒分隊長 補官 樂手
長 卒裨官長 卒番外隊裨官 屯所使部 メ四百四拾七人

司憲局

領事一大監察四人小監察四人卒下巡察二人 メ拾壹人

職給

一大參事 一人 五拾俵。一權大參事 三人 四拾五俵宛。一少參事 五人 四拾俵宛。一權少參事
三人 參拾五俵宛。一軍務參謀 一人 三拾俵。一隊長 三人 前同斷。一砲隊長 一人 前同斷。
一四等官諸職 廿九人 廿俵宛。一五等官諸職 廿六人 拾五俵宛。一六等官諸職 廿四人 拾參俵宛
一七等官諸職 八拾五人 拾俵宛。一同等兵士 八拾六人 前同斷但裨官者二俵增。一八等官諸職 四拾
二人 八俵宛。一同等兵士 七十六人 前同斷。一九等小吏 百四拾二人 五俵宛。一兵卒 百八拾一
人 前同斷但裨官者二俵增

總計

人員 七百拾八人

俵數 六千參百參拾九俵

爲石貳千貳百拾八石六斗五升

右大參事以下諸職員並兵隊官祿

外に

諸職員兼務給 士卒族二、三男雇勤手當並器械科 三百八拾八俵半百九拾兩。退休優老俸 二百九俵
半。

總計 五百九拾八俵

此時の優老俸支給の内譯は添紙にて左の如く認めあり。一等給二十俵之隠居 拾俵三人。同拾七石之隠居 八俵半十二人。同拾五俵之隠居 七俵半五人。同拾俵之隠居 五俵七人。卒族之隠居 二俵半二人

計二百九俵半爲石七十三石三斗二升五合

口分給
口分給

一士族 四百二十九軒

右人員家族共合千八百八十六人

内七歳未満之小兒三百二十一人半人口渡

總計千七百廿五人口半。爲石三千百五石九斗

一卒族 三百九十一軒

右人員家族共合千七百四十四人

内七歳未満之小兒二百二十一人半人口渡

總計千六百三十三人口半。爲石二千九百四十石三斗

通計

人員 三千六百三十人

石高六千四十六石二斗

等給

一從前二百石五以上 拾五人 二十俵宛

内部屋住半數十俵渡之分四人

合二百六十俵

等給

一同 百石廿以上 六十五人 十七俵宛

五人口 内部屋住半數八俵半渡之分十四人

合九百八十六俵

一同 十人口 百七十人 十五俵宛

五人口 内部屋住半數七俵半渡之分三十四人

合二千二百九十五俵

一同 七石二人 二百七十三人 拾俵宛

内部屋住半數五俵渡之分三十九人

合二千五百三十五俵

一同足輕 五百十一人 五俵宛

内部屋住半數二俵半渡之分百六十四人

合二千百四十五俵

總計

人員 千三十四人

俵數 八千二百二十一俵。爲石二千八百七十七石三斗五升

右士卒定祿に御座候

但部屋住勤之者に親定祿之半數宛行候定額之儀は人員之増減に隨ひ石數も又増減有レ之候儀に御

座候

第二節 明治三年の藩制改革

明治三年朝廷藩
制を改革す

朝廷に於て明治二年より三年に懸け、眞剣に討議研究した藩制改革案が出来上り、三年九月十日右大

臣川條實美より之を布達した。即ち左の如である。

今般藩制別紙之通被仰出候、素より其綱領を被レ揚候儀にて、節目施設の方に至ては、篤と御旨意を奉軸し、藩々其宜を斟酌し、務めて舊弊を除き有名無實に不レ渉、政績相顯候様盡力レ可致事

藩制 藩廳

一藩分爲三物成十五萬石以上を大藩とし、五萬石以上を中藩とし、五萬石未満を小藩とす

一石高は草高を不レ稱物成を以て可レ稱事

但雜稅金は兩立にて本石高に可ニ結込一事

藩廳

知事

大參事 不レ過ニ一人

權大參事 有無其便宜に從ふ、小藩は不レ置レ之

少參事 不レ過ニ五人

權少參事 有無其便宜に從ふ、小藩は不レ置レ之

以上當見職員令

大屬、權大屬、少屬、權小屬、史生

以上分課專務する所あるべし、譬へば會計、軍事、刑法、學校、監察の如し

右官員の多寡大中小藩に從て可レ爲ニ適宜一事

廳掌使部

藩高

官祿

譬へば現米十萬石 内一萬石知事家祿 残九萬石但公廝諸費常額追て可ニ相定候へども當分左之通り
内九千石海陸軍資但其半を海軍資として官を納め、半を陸軍資に可レ充軍 残八萬千石但公廝入費士
卒祿に充つべし。尤精々節減し有餘を以て軍用に可ニ蓄置様可ニ心掛一事

一官祿 藩々の適宜に任すべき事

一功あつて祿を増し罪あつて祿を褫ぎ及一切の死刑等は朝裁を請ふべし。一時の賞並に流以下の刑は、

收祿して年末に可ニ差出一事

一士族卒の外別に級あるべからざる事

一正權大參事の内一人在京、集議院開院の節即ち可レ爲ニ議員一事 但半年交代可レ致尤公議人稱呼廢止之事

一公用人の稱呼を廢し、其事務の大小により、參事或は屬等にて用辨を爲さしむべき事

一知事朝集三年一度、年々四季に分ち滯京三ヶ月たるべき事 但國家重大の事件に依り、朝集は此限にあらず

一歳入歳出年々十月より九月迄を限り分界を立、別紙雛形之透明細書を以て年末に可ニ差出一事

但雛形は追て可ニ相達一事

一從前の藩債は、一般の石高に關する事に付、其支消の法は藩債の總額により、支消年限の目途を立、
知事家祿、士卒祿、其他公廝入費より分賦して、可ニ償却一事

一從來藩造の紙幣、向後引替の目的を可ニ相立一事

藩造紙幣引替の目的を立つべし

此布達の中に就き、當時各藩皆財政難に苦みつゝありし際、直接藩經濟に影響を及ぼして、各藩の最も頭を悩ましたのは、海陸軍資の負擔及藩債償却の目途年限等を定め、之に要する一定の石高を、家祿及公廝費より、取除かねばならぬ事であつた。而して祿制は藩々適宜に取計ふべき旨なるに由り、何れの

目的を立つべし

從前の藩債支消の法を講ずべし

藩にても皆其給祿を、大いに減少したのである。津輕藩の如きは此時藩主自ら立て、「藩政改革に付ては汝等數代祖宗已來奕葉の勳績或は其身多年之功勞有レ之處、予が世に當り無レ故減祿申付候條實に以て不レ忍所にして、其上物價踊貴の際汝等活計之道に於ても不ニ容易ニ艱苦に至リ可レ申と深く憐察予が心中不レ堪ニ鬱悶候得共、方今天下一般の形勢にて本藩のみ悠々不斷の姿に候得者、天朝は勿論既に治績相立候諸藩へ對し、我等知事の職務難ニ相立一段無ニ此上耻辱の至に候間、汝等能々予が胸中の苦辛可レ致ニ洞察「候也云々」と告げて、藩士の諒解を求めたと云ひ、大減祿の爲め松本藩の如きは、其事に當りし藩吏は、暮夜其居宅に投石の厄を被つた事ありと、傳へらるゝ程であつた。我上田藩に於ても祿制の變改に關し、特に

先般從朝廷御書付を以て被仰出候御趣意に基き、藩制令ニ改革ニ右御渡の御書付と、巨細取調書相添拜見申附候條、孰も熟覽の上可レ得ニ其意ニ候。將又官祿家祿及隱居料等已に改革致し候上は、渡し方夫々切替可レ申處、一同も兼々承知之通り、近年非常臨時の入費夥敷、加レ之昨秋之違作引續き當管内錢券引揚等、實以て不ニ容易ニ物入にて、藩用殊ニ不ニ引足」、依レ之渡方之儀家祿の分は、向後改革通り相渡し候得共、其外は來未一ヶ年丈、別紙の通り頼入候間、乍ニ氣之毒ニ其旨可ニ相心得ニ候。且今般朝廷御改革之儀は、王政復古皇國永久の御制度被レ爲ニ立候御趣意に有レ之、右御趣意遵奉之上は、是迄の藩風に不レ拘諸事非常之變革に及候儀、就中祿制並有職非役席順等之儀、別て面々迷惑之次第も可レ有レ之と種々配意致候得共、素より不レ得レ止之儀、就は御趣意柄篤と辨別之上、我等配慮之儀も相察し、聊心得違無レ之様可レ致候、尤心付之次第も有レ之候は、無ニ腹藏ニ可ニ申出ニ候事

と諭告し又諸渡し物に就ては
士卒官祿、家祿之儀は、朝廷御渡し相成候御書付通、藩々之適宜に任すべき旨、被仰出ニ候に付、可レ成丈相渡度候處、右書付中、藩高分配之儀、御規式も有レ之、猶巨細取調別紙之通に付、十分の宛行

難^ミ行届^ニ、依^レ之不^レ得^レ止左之通相定候。尤官祿之儀は、朝廷御規則四分一の割合を以相定候事と申渡した。此時定つた官祿、家祿、隱居料等は左記の如で現石支給であつた。

官祿

官祿

知事 六十七石八斗

大參事 五十石

權大參事 三十二石五斗

少參事 二十一石二斗五升

大屬 十六石七斗五升

權大屬 十二石五斗

少屬 八石二斗五升

權少屬 六石五斗五升

史生、廳掌 六石

一等使部 五石

二等使部 三石七斗五升

三等使部 三石

家祿

家祿

二十石 五百俵より百石迄

十七石 八十石より十人口迄

十三石 十二石三人口より七石二人口迄

八石 六石八斗より三石二人口迄

以上官祿家祿共に藩債支消の爲め、本高の内一割の掛り米があつた。

隠居料

隠居料

四石 家祿二十石の者

三石 家祿十七石の者

二石 家祿十三石の者

一石 卒

と定め向後退隠する者は精勤次第同料を給することとした。

飯米の渡方

飯米の渡方は以後銘々家祿の分は十二ヶ月に割合、人口丈の米は倉廩にて取扱、残分は同所に於て拂立、代料にて月々渡すことに定めた。

當時の藩收支計算は次の如くで、十二月廿四日辨官役所に届け出たものである。

藩制改革收支計算

上田藩

元治甲子より
明治元戊辰迄五ヶ年平均

正租

一米二萬二千百二石一斗一升三合四夕四才

但金永錢納無御座候

雜稅

一米七百五石九斗九升二合一勺

右兩口合二萬二千八百八石一斗五合五夕四才

右分賦

一二千二百八十石八斗一升五夕五才

知事家祿

一千四百二石九斗

職員官祿

一千四百三十二石

士族卒家祿

一千二十六石三斗六升四合七夕四才強

海軍資

一前同斷

陸軍資

但兵隊官祿此中より出

一七百石

東京邸用

一千二百石

廳中諸費

一千五百石

學校用

但教官の官祿此中より出

一五百石

堤防用

一同

營繕用

一千石

究民救濟用

殘

二千二百三十九石六斗六升五合五夕一才

臨時諸費非常手當に充つ 但在職中精勤功績有る者、養老

俸、陣亡之者祭祀料此中より出

總計二萬二千八百八石一斗五合五夕四才

知事並士族官祿

現米六十七石八斗

知事

同 五十石

大參事

同 三十二石五斗

權大參事

士族官祿

第二紀 第三篇 明治三年の藩制改革

四二

卒官祿	少參事
卒官祿	大屬
卒官祿	權大屬
卒官祿	小屬
卒官祿	權小屬
卒官祿	史生、廳掌
現米五石	使部
現米三石七斗五升	使部
現米三石	使部
右之外學校兵隊は追て御規則被仰出候迄、相當の割合を以て給與仕候	從前百石以上
士族卒家祿	同 十人口以上
士族卒家祿	同 七石二人口以上
現米二十石	從前三石二人口以上
同 十七石	
同 十三石	
卒	
現米八石	
藩債支消目途	
藩債支消目途	
一金五十五萬千、二十兩	
一 同 十五萬兩	
右利分	
新古藩債惣高	

合金七十萬千二十兩

一ヶ年支消

米三千五百石宛 但兩に米一斗五升積

内

千石 知事家祿より差加

八百四十一石八斗七升四合 非當時手當の内より差加

千百六十八石一斗二升六合 士族卒官祿並に家祿より差加

四百九十石 公廝諸費の内より差加

合三千五百石

藩債元利三十ヶ年皆濟之目途に御座候。尤右年限中凶荒變災有レ之候得者、目途之通には相成兼可

レ申と奉レ存候

右之通に御座候

以上の如く、藩治祿制等を定め、施行する筈なりしも、同時に辨官宛に差出した上田藩の上申に據れば、其實施が甚困難であつたと見える。

別冊之通祿制取調候得共、當藩之儀は從來疲弊困迫の上近年打續荒歉加之臨時費用等夥敷、殆取凌も難ニ相成ニ程之儀に付不得レ止士族卒ニ減祿申付、當時面白其外毎月少分之手當金相渡、右餘財を以藩用之欠を補候儀に御座候得者、此上節儉相勤候に付、當分之内、取調之通施行難レ仕御座候、此段御聞置可レ被レ下候 以上

之れが、添上申書である。

翌明治四年の春よりは、家祿は改正額通り渡す事に成つたので、官祿も亦祿制通り渡すべき筈の所、

藩官員の義捐

明治二年に發行した管下限り通用の錢券を引揚ぐるに、非常な困難を來たし、施すべき手段が無かつた。藩官員は其を見兼ねて、四年に支給すべき官祿を、悉く錢券引揚の方に差し向けて貰ひたいと申出た。依て縣此時には上田藩は、其殊勝なる申出を聞届けると云ふ次第で、縣の財政は極度に苦しかつたのである。其時此事を上田縣より太政官に、届け出でた書面は左記の如くである。

去午十二月中取調御届仕置候處、其節申上候適當縣之儀は、從來疲弊困迫の上近年打續荒歉加之臨時費用等夥敷、殆取凌も難ニ相成程之儀に付、不^レ得止士族卒へ減祿申付面白口其外毎月少分之手當金宛行置候處、當春以來追々改正仕、家祿の分は祿制調書通相渡申候。官祿之儀も相定候通り可^ニ相渡^ニは勿論の處、一昨年製造仕候管下錢券引揚手段難^ニ及事實相察、當一ヶ年官祿悉皆、右消却の方に差向度旨、官員一同申出候に付承届申候。尤來申年に至り相定之通改正仕候はゞ、其節尙又可^ニ申上候、此段御届申上候 以上

辛未七月廿三日

太政官御傳達所

上田縣

錢券引揚

今筆の序に鐵券引揚の事に就て、藩主松平忠禮が大に苦慮せし様を、左に記して置く。明治二年十二月政府は布告して、御一新後府藩縣に於て楮幣製造の向は、以來通用停止被^ニ仰出候間、此段相達候事と申渡したので、上田藩が明治二年八月騒動の時、發行した錢券も、通用停止と成つたのである。此時藩主忠禮は、次の如き諭告を出して、非常決意を以て、朝命遵奉錢券引揚げを行ふ旨を家臣等に告げた。

昨秋管下騒擾の砌、下民救助の爲め、朝廷へ申上置き手形錢札發行致し、一時危難取凌候上は、追々手順を以て引揚ぐべき兼ての覺悟に有^レ之候處、先般朝廷より右通用停止たるの旨御布令に候、就ては勿論之筋に候處、素々一時無^レ據事宜に因り發行致し候義にて、差向取收めの義何分當惑いたし候

錢券引揚に對する藩主の諭告

上田の錢券も通用禁止となる

に付、右苦情度々朝廷に申立、尙又見込書を以て、年限引揚方歎願致し置候得共、猶此上幾重にも、御聞届相成候様手を盡し候義に候得共、御許容之儀實以難レ計、依て今般引揚方所置に及ぶべくと決定致候、然る處連年非常の物入打續き、殊に右手形札數、大凡十萬兩以上にも及び、上下不都合無之様引揚方、行届くべき目的所詮難ニ相立、此上は上下一致、非常の改革に及び、破格の幕方相立、所謂斃て止むの義を以て、朝廷の御命令一途相奉之外之れ無くと存詰候、就ては速に改革の根本相立て乍ニ未熟ニ如何様の難儀をも相凌候心得に付、是迄の住居引拂、屋鋪内藩士の宅に手狭の住居相立、平生之衣食、近習より奥向召仕等に至る迄、嚴重省略に及び、且代々傳來の道具類も手離し可レ申と断然決意致候、抑手形札發行之義は、其砌下民之難澁片時も捨置に忍びず、救助之道實に此外に無之救民の職掌一途誠心より決行致し候得共、既に朝廷御停止之御布告之あり候上は、是又一途御趣意相奉じ候誠心より、今日之所置に及候、固より何れも朝命を重んじ、職掌を盡すを以て目的と致すの外前後一徹他事無レ之候。猶諸向掛りに非常取締方申付逐々申聞候品も可レ有レ之候間、孰れも自分胸中相察し、一藩無ニ異議難相忍候様、前以て覺悟致吳、心付候義、聊も無ニ覆藏ニ申聞、自分所存貲徹致し、職掌相立候様、幾重にも相助け貰度、厚く頼入候、尙委細之儀は、逐々大參事より可ニ申聞候事

庚午八月十八日

此時師岡主鈴は藩公住居の爲めに、自分の屋敷を差上げて、自分には別に手狭の屋敷を、與へられん事を言上し、藩公の採用する所となり、不日引移ることに決定した。けれども見込書を以て年限引揚方歎願のことが、錢券通用停止令の緩和を見たので、藩公住居移變の事は、中止と成つたと思はれる。然し此錢券引揚焼棄の事は、非常に困難厄介のことであつたから、前述の有司願出もあつたのである。猶此錢券は、明治四年十二月に、左の比例に照準し、取扱ふべき旨が管内に觸れられて居る。

錢券	八厘錢	錢券	八厘錢
十貫文札	百枚	一貫貳百五十文	十二枚半
五貫文札	五十枚	六百二十四文	六枚二厘錢一枚
二貫五百文札	廿五枚	二百文	二枚

今左に明治四年十二月發表された、新貨幣と舊銅錢及金札との比較價値を記して、参考の資に供する。

(柳澤史料)

新貨

金札

一圓	一兩に當る
五十錢	二分に當る
二十五錢	一分に當る
十二錢半	二朱に當る
六錢二厘半	一朱に當る

舊銅錢品位

元一文錢 十枚を以て一錢とす

錢厘一



右一圓千枚 五十錢五百枚 二十五錢二百五十枚

十枚を以て金一錢五厘とす

右一圓 六百六十七枚、五十錢 三百三十四枚、二十五錢 百六十七枚



青錢波錢と唱え四文錢なり

錢厘二



十枚を以て金二錢とす

錢厘八



十枚を以て金八錢とす

右一圓 百二十五枚、五十錢 六十二枚と二厘錢二枚、二十五錢

三十一枚と二厘錢一枚

(柳澤史料)

半厘一

明治三年改革の
官員

大參事

權大參事

明治三年藩制改革後の官員

大參事

師岡主鈴

權大參事

藤井淡水、山口平太郎

以上奏任之事

小參事

久松新五右衛門(會計掛)、掛山政右衛門(監察掛)、太田十郎右衛門(軍務掛)、恒川才八郎

(學校掛)

大屬

外村豊次郎、山田貫兵衛(傳達)、三刀谷小膳(軍務)、岩間半彌、櫻井純藏、瀧澤瀨平(傳達)

石川重雄(軍務)、大野木久五郎(監察)、栗山岩(傳達)、都筑勇司(監察)、小島信好(會計)、鈴木

三九郎（學校）、加藤勤（傳達）、船越精一郎（東京詰）

權大屬 森田斐雄（軍務）、岩崎直哉（學校）

小屬 糸我泰藏

權小屬

寺田市太郎（傳達）、芦田柔太郎（軍務）、小川清哉、矢野逸八、鈴木鑑三郎、溝口太右衛門、日下部徳右衛門（會計）、曲尾櫟藏（傳達）、西山惣平、山本順兵衛、青木武十郎（會計）、吉岡源太

郎（軍務）、中澤喜双太、寺島兵藏、柳原多喜彌（會計）、宮下新八郎（傳達）、高桑起藏（會計）、北村操（傳達）、宮島尙（會計）、同出仕、瀧澤專三、佐伯篤藏（會計）、本間利和（軍務）、瀧本鍊藏、伊藤十右衛門（會計）、瀧谷彌右衛門、岩下獄（監察）、日下部彌太郎、足立傳重郎、原田宣八（監察）

史生

細田領右衛門、岡本傳作（會計）、栗山誠藏（傳達）、飯田源内（會計）、森田施太郎（學校）、寺

田族、石原宇一郎（傳達）、柴田速水（會計）、柳原工左衛門、吉見才次郎（學校）、犬飼新、柴田磯兵衛（會計）、倉澤彌兵衛、齋藤貢次、小川祐左衛門、唐澤軍兵衛（軍務）、同出仕、宮島雅兵衛（學校）、中村信三、岡村半右衛門（會計）

廳掌

村瀬太兵衛、桂才右衛門（以上二人權小屬相當）大熊友右衛門
以上判任之事

（藩政改革留）

第三節 士族、卒の歸農獎勵

歸農獎勵

維新の際士族が生計困難に陥て慘状を極めたのは、靜岡藩の徳川氏であつたのは、何人にも想像が出来る所であるが、之れに亞いでは、戊辰役の爲めに削封された、東北諸藩であつた。此等諸藩中には士族等の歸農を獎勵するために、藩主親ら其地に臨て開墾を獎勵した所もあり、藩地を離れて、北海道に

上田藩の歸農獎勵の諭告

移住する藩士も多かつた。津輕献は藩士の歸農保護獎勵の爲め、田地十町歩餘を有する豪農商より餘分の田地を、一反步三兩然かも三ヶ年賦で買上げ、之を士族の家祿に應じて分與し、歸農の便を圖つたのである、此時買上げた田地の三分一は、持主の篤志獻納であつたと云ふ。此歸農獎勵は明治三年九月の藩制改革後、天下の諸藩何れも皆士族は生計困難の状態であつたので、朝廷は士族卒の階級者に、歸農を許したのみでなく、大に之を獎勵した。我上田藩に於ては、明治三年九月七日士族卒歸農の事に就て次の如く諭告する所があつた。

皇政御一新に付從來の封建御廢止府藩縣を以て、御更張之大基礎被レ立、爾來天下之大勢一變致し朝廷に於ても士卒の兩族土着歸農之御制度追々被ニ仰出候に付ては、右御趣旨に基き、先般相伺候處、歸農之儀不レ苦趣御差圖に候。抑時勢に隨て變化の政を布き候は、古今之通宜本朝之沿革面々知る所に候。今や朝憲一途四海一家之秋、各其土に歸し基本を固くし其才に隨ひ心力を練磨致し治亂御採擇之器を相備候も、亦時の宜に候。依レ之今般歸農共に願之筋に依ては、可ニ差免候條、志願之者は聊無ニ隔意ニ可ニ申出候。尙委曲之儀は大參事より可ニ申聞候事

歸農者の便宜を

と諭達し九月十七日には、農業を以て賤役と考ふるは間違なる旨を諭すと同時に、左の通達を爲し、土着歸農志願の者は申出でさせる事とした。

一土着歸農の儀は在職非役に不レ拘顧之向に依り許容す 尤在職中は爰許出張所と心得、免職の上其土に歸住すべき事

菅平、輕井澤、
上洗馬入の地を
割り渡す

一土地之儀は、御取調之上、追々可ニ仰出候得共、差向菅平、輕井澤、上洗馬入之内、銘々の望に任せ、地坪凡三千坪以上、地味に依り御割渡し相成候事

一土着之儀は、藩藉を除かず、土地を耕し、其出る所を以て、銘々其身の俸祿に換候は勿論之事に候得共、熟地に相成候迄は、當時之通り、面口御手當金共被ニ下置候事

但熟地に從ひ、漸を以て御扶持方御差略相成候事

一歸農之儀は、藩籍を除き民籍に編入候は勿論に候。尤一旦勤仕を經候者は、其身一代士族卒族之御取扱被_ニ成下_一、且熟地に相成候迄は土着之者同様御手當金其儘被_ニ下置_一候事

土着歸農者には
家居を建て遣は
す

一土着歸農共、相應の家居御建被_ニ下_一、又は願之趣に由り、代金にても御渡し被_ニ成下_一、或は是迄の拜領屋敷自力を以て、家作り致度向も、時宜に依り御許客被_ニ成下_一候事

但地所割渡し家作之儀は、願出之順序と御手操とを以て御扱被_ニ成下_一候事

一在職之者當地居住にて、開拓致置候儀、勝手たるべく、尤免職之上は、其土に歸住可_レ致事

一但父子之内在職非役有_レ之、引分れ開拓地へ住居致度向は、勝手次第に候。尤免職之上は同居勿論之事

鄉學校を設立す

一他管内に歸農之者も御憐助可_レ成下_一候得共、其趣旨柄に寄り御斟酌有_レ之候事

翌九月十八日猶左の如く申渡し、歸農志願者に便宜恩典を與ふる事とした

一土着歸農之面々家族一同移住之節は、引移料被_ニ下置_一候、尤地之遠近に依り、増減可_レ有_レ之事

一開拓道具料十兩宛御取替被_ニ成下_一、十ヶ年賦上納被_ニ仰付_一候事猶開拓望の者には、實地検分として二泊出懸の事は出願する事を許す

猶土着の場所は、賛平等の外にて見込の地あらば可_レ申出_一事

一村方に依ては、散田其外手餘り地等有_レ之に付、右開作希望之者は、其村方と篤談之上、取調書取を以て、願出づべし

(参考)此に士族卒族とあるは從前士分即侍と稱した階級の者、卒族とは足輕分の者を稱したが、明治

散田多き處にも
歸農を許す

五年正月廿九日、世襲の卒は士族に編入し、一代抱の者は平民に編入した。又此年二月には郷土と稱する者にて、家柄由緒ある者も士族と稱するを許した。

此土着歸農獎勵が、如何なる成績であつたかは、史料を缺いて判明らない。唯脅沼平移住開墾の成績が、甚思はしく無かつた話が、傳つて居るのみである。此當時各藩の状況を見るに、士族の歸農を重視して、工商に就て多く言ふ所は無い。此は農は國の大本と、昔から言傳へて來たのが深く頭裡に染み込んで居て、工商より遙に尊い生業であるとの考は、此頃迄誰しも有つて居たからであらう。

上田藩内の戸口

第四節 當時の上田藩内戸數人員

朝廷は人權尊重の趣旨に由り、明治三年九月十九日庶人の苗字を稱するを許し、翌四年八月廿八日穢多非人等の稱を廢し、之を平民の籍に編入したが、其準備調査資料としたのであらう、七月各府縣藩に命じて、管轄高戸數人員取調帳を提出させた。此時上田藩提出者は次の如である。

管轄戸數人員取調帳

一管轄高
五萬三千石

外新田高改出高七千百二十石七斗一合五勺

但込高無御座候

一戸數
一萬千四百八軒

一人員
六萬二千二百三十人

内

華族
四人 但男三人
女一人

士族
千八百八十六人 但男八百七十九人
女一千七十八人

戸數
人員

卒 千七百四十四人 但男八百六十六人
女八百七十八人

平民 五萬七千百九十八人 但男二萬九千十人
女二萬八千百八十八人

社務人 二百八十三人 但男百四十一人
女百四十一人

僧 二百八人 但男百九十七人
女十一人

尼 無御座候

穢多 八百九十四人 但男四百四十八人
女四百四十六人

非人 十三人 但男七人
女六人

右之通に御座候 以上

庚午七月

管下穢多並非人人員取調

管下の穢多非人
の數

穢多

一戸數 百八軒

一人員 八百九十四人 内男四百四十八人
女四百四十六人

非人

一小屋 三ツ

一人員 十三人 内男七人
女六人

右之通に御座候 以上

庚午九月十五日

上田藩公用人

船越精一郎